

第3回 東京都児童福祉審議会専門部会
(新たな社会的養育推進計画の策定に向けた検討)
議事録

- 1 日時 令和6年9月6日(金) 16時59分～20時06分
- 2 場所 都庁第一本庁舎33階北側 特別会議室N6 (オンライン併用)
- 3 次第

(開会)

1 議事

(1) 計画記載事項ごとの検討

- 目標4 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備
- 目標5 心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実
- 目標6 社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援
- 目標7 児童相談体制の強化
- 目標8 一時保護児童への支援体制の強化
- 目標9 子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着

(閉会)

4 出席委員:

新保部会長、横堀副部会長、掛川委員、木村委員、齋藤委員、左近士委員、高田委員、田中委員、都留委員、中板委員、能登委員、古川委員、増沢委員、宮原委員、武藤委員、米山委員、柏女委員

5 配布資料

【資料】

- 資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿
- 資料2 新たな社会的養育推進計画の構成案
- 資料3 計画記載事項ごとの検討
- 資料4 武藤委員事前提出資料
- 資料5 齋藤委員事前提出資料
- 資料6 米山委員事前提出資料
- 資料集 国通知、次期社会的養育推進計画策定要領全体

開 会

午後 4 時 5 9 分

○企画課長 それでは、おそろいですので始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、事務局の書記を担当させていただきます福祉局子供・子育て支援部企画課長の吉川と申します。よろしくお願いします。

着座にして失礼いたします。

開会に先立ちまして、委員の方の御出席について御報告させていただきます。

本日、掛川委員から 1 時間ほど遅れる旨、御連絡をいただいておりますが、そのほかの委員の皆様は御出席でございますので、定足数に達していることを御報告をさせていただきます。横堀副部長におかれましては、オンラインにて御出席いただいております。横堀副部長、聞こえますでしょうか。よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議資料についてでございますが、お手元のタブレットで御覧いただけますので、御確認をお願いいたします。次第に記載のとおり、資料 1 から資料 6 までと資料集がございます。資料 4、5、6 につきましては、それぞれ武藤委員、齋藤委員、米山委員から事前に御提出をいただいた資料でございます。「【統合版】第 3 回専門部会資料」ファイルを基に御説明を進めていきますので、個別資料ごとに分けたファイルや資料集は必要に応じて御覧ください。タブレットの操作方法につきまして、お手元に配付しております「ペーパーレス会議システム操作方法」を御参照ください。タブレットについて、不具合、不明点などがございましたら、周囲に控えております職員へお声がけください。

なお、本部会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、よろしくお願いいたします。

また、御発言に際しましては、挙手いただくようお願いいたします。

それでは、ただいまから第 3 回東京都児童福祉審議会専門部会を開催いたします。

この後の進行は新保部長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○新保部長 本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、早速審議に入らせていただきます。

先日の第 2 回専門部会から計画の記載項目ごとに今後の方向性などを議論し、新たな計画に盛り込む内容を現在整理しております。今回の第 3 回は、その続きの議論ということ

になります。

では、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○企画課長 それでは、議論に先立ちまして、改めて計画全体の構成案について御説明をさせていただきます。

前回の部会で構成案について御意見をいただきましたので、それを踏まえて修正しております。資料2「新たな社会的養育推進計画の構成案」を御覧ください。

4ページ、右側の「新計画の構成案」でございます。「第3章 東京都における具体的な取組」の「1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実」につきまして、被措置児童等虐待の対応についても記載をしていただきたいという御意見がございましたので、項目を「(1) 子供の意見表明支援」と「(2) 被措置児童等虐待への対応」に分けて記載することといたしております。

次に、「2 パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」、こちらも表題を変えて修正しております。パーマネンシー保障というのは親子分離せずに在宅支援を維持していくというところから支援を継続していくということ、または移行期の連携体制も非常に重要であるという御意見をいただきましたので、タイトルを「パーマネンシー保障の考え方に基づく支援体制の構築」といたしまして、「(1) 困難を抱える妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実」、「(2) 児童相談所のケースマネジメント体制の充実強化」、「(3) 移行期の連携体制の構築」ということで、3つの項目に分類して区分しております。

続きまして、8番でございます。記載内容につきましては、この後御説明をさせていただきますが、3つの項目に項目出しをしております。「(1) 一時保護需要に応える環境整備の推進」、「(2) 個別的支援が必要な児童をケアするための人員体制」、「(3) 児童の権利を守るための取組の充実」、この3つの項目としております。

9番目の「子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」の部分でございますが、「子供と子育て家庭を支える専門人材の育成」というタイトルだったのですが、育成だけではなく、確保、定着も加えるべきという御意見がございましたので、確保・育成・定着ということで修正をしております。

構成案の修正については以上でございます。

○新保部会長 ありがとうございました。

前回の部会での議論を踏まえ、一部修正をいただいております。これらの内容について、

御質問があればお願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは続いて、前回の部会に引き続き、計画の記載事項ごとの検討に入らせていただきます。本日は目標４から目標９の記載事項について議論を進めてまいります。目標ごとに区切って議論を進めていきたいと思います。

事前に御意見を御提出いただいている、武藤委員、齋藤委員、米山委員には、各項目の議論の中で、事務局による資料説明の後に、事前に御提出いただいた資料を基に御意見をお願いいたします。

それでは、事務局から「目標４ 施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」について御説明をお願いいたします。

○育成支援課長 事務局育成支援課から御説明させていただきます。

まずは、「（１）施設の小規模化・地域分散化の促進・家庭的な養育環境での養育を推進」という部分でございます。

これまで児童養護施設におきましては、家庭的な環境の下で養育できるようにということで、グループホームの設置や本体施設の小規模化を進めているところでございます。

少し具体的な話になるのですが、現在国が小規模グループケアについて定員６名というところを原則としつつも、経過措置で８名まで認めるということで実施をしているところでございます。ただ、こちらの制度が令和６年度限りで終了するという見込みになっておりますが、都内の施設の入所状況を考えますと、定員をすぐに減らすことは難しいということが課題となっております。

また、グループホームの状況としましては、地域に分散化したホームで若手の職員が配置されることなどが増えておりますが、本園から物理的に離れているということもありまして、フォロー体制が必要になっております。一方の本体施設のほうも、以前と比べてスケールメリットが働かなくなっているようなところがございます、複数職員による勤務体制が困難な場合も生じております。

これらの現状と課題を踏まえまして、今後の方向性として、引き続き本体施設の小規模化やグループホームの設置ということは進めていくのですが、児童養護施設での養育が必要な児童の見込み数なども踏まえまして、必要な定員の確保ということを検討していきたいと考えております。

また、グループホームの特性も踏まえた職員の負担軽減や、本体施設の小規模化に伴う職員体制の改善といったところも検討していく課題ではないかと考えております。

次のページの「整備目標数」は、現在検討中のものや現状の数字を入れさせていただいております。

続きまして、「（２）施設の多機能化（地域の子育て家庭の支援等）」という部分でございます。

施設の多機能化については、大きく分けて２つの視点を挙げております。

１つは、「地域の子育て支援家庭への支援や里親子への支援のための社会的資源としての活用」というところでございますが、現在も児童養護施設や乳児院、また母子生活支援施設等におきまして、ショートステイやトワイライトステイ等の事業を実施しております。また、フォスタリング機関事業や里親支援専門相談員等の配置などによりまして、里親家庭への支援というものも行っているところでございます。

もう１つの検討の視点といたしましては、一時保護専用施設の整備ということを挙げております。児童養護施設において、一時保護委託専用のユニットというものを１施設で現在実施しておりますほか、令和６年度からの新しい取組ですが、乳児院におきまして、幼児の一時保護委託を受け入れるための専用のユニットを設置していただいている施設が現在４つございます。

これまでの取組などを踏まえまして、今後の方向性としてしましては、引き続き、特に乳児院においては里親委託の推進に向けた体制を強化していきたいということと、あとは地域での子育て支援の場として乳児院や母子生活支援施設の活用を検討していくこと、そのほか一時保護委託という意味では乳児院や児童養護施設における取組をさらに進めたいというところを検討の方向性として掲げてございます。

次のページに現状の整備目標数の項目について、現状の値を入れているところをお示ししているところでございます。

○障害児・療育担当課長 続いて、資料９ページ、目標４の「（３）障害児入所施設における支援」について、障害者施策推進部障害児・療育担当課長の菱田から説明させていただきます。

「１．現状の取組・課題」でございます。

まず、障害児入所施設の現状でございますが、（福祉型）障害児入所施設は、令和６年４月１日現在、都内８施設、都外９施設の計１７施設ございます。障害児入所施設の施設運営に当たりましては、東京都は運営費の補助のほか、国庫補助により施設整備費補助を実施しているという状況でございます。

次に、施設のユニット化（小規模化）の現状と課題でございます。

令和6年度、国においては運営基準に「指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない」ということを新たに明記したという状況でございます。また、令和6年4月に改定をされました令和6年度の障害福祉サービスの報酬改定におきまして、これまでの小規模グループケア加算につきましても、より小規模なケアへの評価の見直しが行われているという状況でございます。令和6年4月1日現在、小規模グループケア加算を算定している施設は、都内で1施設、都外3施設という状況でございます。現在は施設から建て替えや改修の御相談があった際にユニット化についても助言をしているという状況でございます。施設のユニット化、小規模グループ加算の算定に当たりましては、施設の建て替えや改修等のハード面の整備や、支援員に加え専任の児童指導員等の配置等が必要となるなどのソフト面の対応が必要であるという課題がございます。

次に、資料下段の「2. 今後の方向性」でございますが、引き続き施設に対しては助言を実施、運営費の補助のほか施設整備等の支援を行いまして、良好な家庭環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、資料10ページの「3. 計画記載事項」でございますが、こちらは現在の整備や取組課題状況を記載してございます。まず、福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数は4施設、こちらは先ほど御説明した小規模グループケア加算を算定している施設でございます。また、そうしたところで「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数は108名という状況でございます。

説明は以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございました。

ただいま目標4について現状の取組と課題を踏まえて、今後の方向性について御説明いただきました。

それでは、これから最初に武藤委員、事前資料を基に御説明をお願いしたいと思います。その後、齋藤委員、米山委員という順番でお願いいたします。

それでは、武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員　武藤です。よろしくお願いします。

前回に続いて「東京都の社会的養育推進計画の見直しに向けて（その2）」ということ

で、資料を出させていただいていますので、そちらを参照していただきながら聞いていただければと思います。よろしくお願いします。

まず1点、「施設におけるできる限り良好な家庭的環境の整備」ということで文章を書きました。

東京都では、社会的養護のグループホームは全国に先駆けて1978年、昭和56年から3年間の試行期間を経て、その後、ファミリーグループホーム制度ということでスタートをしました。1番最初にスタートしたのは「社会福祉法人六踏園 調布学園」という施設と、それからあと私の所属する施設で「社会福祉法人二葉保育園 児童養護施設 二葉学園」というところで試行しながら進めたというところでもあります。

20数年前に、私が東京のグループホーム制度委員会の委員長をしていたときには24ホームだったのですが、今日現在190ホームということで、施設型のグループホームがこれだけ増えたということになっております。私もグループホームの担当を非常に長くやったのですが、社会性だとか、自立性だとか、情緒の安定性だとかも含めて、グループホームを本園と比較すると、安定的な支援ができるという実感を持っているところでもあります。ただし、もうそろそろこの優位性や効果など、逆に課題になっている部分をしっかりと検証する時期にあるのではないかとということで提案をしています。

東京の今後の社会的養育推進計画を進めるにあたっては、おそらく東京では大きな施設をつくるという状況にはないと思いますので、今後の社会的養護ニーズに応えるためには引き続きグループホームを拡充するということが必要ではないかと思っています。

ただし、グループホームにもケアニーズが非常に高い子供たちも入っていて、本日もグループホーム、それからファミリーホームにも行ってきたのですが、グループホームやファミリーホームで安定せずについ暴れてしまう等の事案もあって、安定的なケアをするためには、あまり地域から孤立化するというにはできないし、本園からもサポートする体制が必要だと思います。

今、双子型ホームという形で、ホームがあまり離れないような形でお互いに連絡調整できるというようなシステムをつくっている施設が多くなってきているということと、サテライト型の児童養護施設ということで、2つ3つをつくってその間に事務所をつくってということで、これも東京都が進めていたのですが、立地条件だとかも含めて、なかなか拡充されていません。しかし、この双子型ホームにしろサテライト型ホームにしろ、とてもやっていきたいという希望が現場からは出されていますので、条件を緩和して、この双子

型ホームやサテライト型の児童養護施設の拡充策ということを今後も東京都で行う必要があるのではないかと考えています。

それから39ページの②に、今後東京都で小規模化、地域分散化を進めていく上での課題を4点まとめさせていただいています。施設整備費の補助、それからサテライト型の施設の事務所の家賃補助、それから物件確保のためのもう少ししっかりとした支援が必要だということです。それから、東京で今、基本的に、1グループホーム6人ということをやっているのですが、もう少し小グループでやれるような、4人だとか5人でやれるような物件は割と確保しやすいということになりますので、6人に固定せずに4人だとか5人でやれるようなところを積極的に認可する取組を行ったらどうかと考えています。

最後に、施設の多機能化のところでお話をしたいと思います。

前回も少しお話をしたのですが、施設で一時保護委託をもう少し積極的に受けられる状況ということが必要なのではないかとということで、本日の東京都の提案にもありましたが、今、私の所属する「社会福祉法人二葉保育園 児童養護施設 二葉むさしが丘学園」で一時保護のユニットを行っているのですが、そこで一時保護で暮らす子供たちからも、とても快適な生活がしやすい、それからそこから通学ができるということなども含めて、割と子供たちからも高評価を得ていますので、もう少し施設で積極的に一時保護ができるようなシステムを東京都の中でもつくっていく必要があるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、続いて齋藤委員、事前資料も基づいて御説明をお願いいたします。

○齋藤委員 資料5は49ページからになります。

最初に、先ほど説明いただきました7ページ目の目標4の「(2)施設の多機能化」のところで、「2. 今後の方向性」にも書いてありますように、「母子生活支援施設の活用を検討」を入れていただきましてありがとうございます。

それとあわせまして「検討の視点①」のところにも、児童養護施設や乳児院だけではなく、母子生活支援施設もショートステイなども行っておりますので、もし可能であれば施設などということを入れていただけるとありがたいなと思いました。

また、前回の会議で武藤委員から児童家庭支援センターが東京にはないということの中で、もし可能なのであればそこをバックアップするような、東京らしい応援の仕方ができるような、センターの補助をするような仕組みがあるとよいのではないかとということで、

今回資料に書かせていただいております。

そして、51ページにも書かせていただいておりますが、これは前回追加で入ったところのことも含めて入れさせていただいているのですが、今、家庭養育優先やパーマネンシー保障などということを考えると、以前、平成30年度にイギリスの視察の研究報告ということで子どもの虹情報研修センターの増沢委員が書かれたものでしたり、東京都の令和2年12月23日の東京都児童福祉審議会提言「新たな児童相談のあり方について」にもアーリーヘルプという考え方を入れていただいていたかと思いますが、そうした考え方を母子生活支援施設に活用するような形で、様々な支援の前段階ということをサポートできるような仕組みも考えていく必要があるのではないかとということで、そのような形のものを入れさせていただいているのが追加の資料になります。

あわせて、そうしたことを考えていくと、児童相談所との連携もとても重要ということと、あとは妊産婦等の動きの中でも胎児のうちから支援をしていくということで、その辺りのところも施設を活用しながらの部分ができたらよいのではないかとこのように思いまして、書かせていただいております。

追加の項目が入っているということを本日ここで知りましたので、もしかすると今お話しした内容は、2番の(1)のところに該当する内容なのかもしれないと思いながらも説明させていただきました。

以上になります。

○新保部会長 ありがとうございます。

続いて、米山委員、事前資料に基づいて御説明をお願いいたします。

○米山委員 米山でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうは、資料6、ページでいうと52ページを見ていただくようお願いします。

私は障害児入所施設の在り方を中心にお話をさせていただきたいと思います。

先ほどあった障害児入所施設の目標としてといいますか、令和6年度から障害児入所施設でも被虐待児童が一定数、一定の割合で生活しているということで、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うということが国のほうでも推進計画の中で求められております。

障害児入所施設について、ユニット化が都内で1施設、全部で4施設、進んでいるという御報告がございましたが、さらに進めていただきたいと思います。

それと、障害児入所施設の機能としても、地域の支援機能ということをしつかり位置づ

けていくことで、児童養護施設でも里親支援や一時保護などというようなケアを積極的に行うことができる仕組みについて先ほど武藤委員からも提案がありましたが、その地域で家族も支援するし、養育者、里親たちも支援するし、あるいはもしかしたら児童養護施設等で障害のある方たちを一定期間支援するとか、そういう支援機能を持つということを今後ぜひ進めていただきたいと思います。色々な配置基準や体制整備加算などの予算のこともあるかと思いますが。

第1回のときに少し御発言させていただいたと思いますが、54ページのところで、障害児入所施設で被虐待経験のある児童が、令和5年の調査で41%を超えているのですね。これは私が平成28年度、29年度に厚生労働科学研究で障害児入所施設の質の向上の検証ということで分担研究を行ったときの報告では31.5%でした。それが平成30年に、厚生労働省の調査で児童福祉施設として調査報告が始まり載せていただいて37.7%、そして、令和5年の5年ぶりの調査では41.2%ということでした。これに関して障害児入所施設では、措置か契約かという、難しい課題が非常に大きくあるのですが、それは今回は言及を控えます。54ページの右のほうに書いた「良好な家庭的環境の提供、小規模（ユニット）化」については、ほかの県でかなり進んでいるところもあるのですが、そこを見学すると、やはりよい形で生活できているところもあるので、東京都においてもぜひ進めていただきたいと思います。

今後の在り方について、参考に国のほうの報告も付けています。56ページになりますが、こちらは東京都の事業で私も少しお手伝いさせていただいていますが、障害児入所施設で生活している子供の意見表明について、令和6年度は進めております。重症心身障害など意見表明が難しい子供たちも、よい形で意見表明、意見形成支援ができるとよいと思います。それは東京都の作成した啓発物等により、ぜひ進めていけるとよいなと思います。

それから、先ほどの社会的養育が必要な子供の中のケアニーズが高い子供については、57ページ、これが実態です。ますますケアニーズが高い子供が増えています。本日は資料を用意できなかったのですが、実際にはその中で知的障害の方、それからいわゆる発達障害の子供たちが増えています。平成25年、平成30年、紫色のところ、1番右が令和5年です。

なかなか対応が難しいこともありますが、その辺りは計画にもございますけれども、教育、医療との連携等を含めながら支援ができるとよいと思っております。

私は国立の自立支援施設に非常勤で行っておるのですが、発達特性の、いわゆる自閉ス

ペクトラムの方が半数くらいなのですね。そうすると、自閉特性に合わせた支援や対応をしていかないと難しいという現状があり、児童養護施設でもその対応というのは、人数の配置のこともあるでしょうし、丁寧に連携しないといけないなと思います。参考にその次のページ、58ページに被措置児童等の状況についてのデータを付けております。

次に59ページ。以前お伝えしたように、子供の虐待死の中で障害児を抽出すると、虐待死は全年齢にわたっている現状があり、年齢が4歳以降だと発達障害が多いという結果が出ていて、やはり育ちにくさ、育てにくさといいますか、色々な難しさがあるということが推測できると思います。

次に60ページ。医療的ケア児は国のほうの医療型の短期入所の事業ということで、病院がショートステイを受けられるようにできています。介護老人施設もできるようになっていて、非常に受け入れ先はバラエティーに富んでいます。

しかし、知的障害児など、医療ニーズの高くない障害児たちは、そういった施設を利用するというのはなかなか難しいところです。そういう意味での短期入所の制度として、最後の61ページで、（障害児の福祉型の入所施設も、名前の呼び方も児童発達支援入所施設にしたら良いのではという提案もあるのですが）地域支援拠点としての機能を持つということ、短期入所機能も目指したいというところで、それは里親支援もできるし、子育てが難しい御家庭の短期入所などレスパイトも含めた支援を行うなど、そういう機能を持つことが今後できたらよいなということで提案をさせていただきました。

以上となります。

○新保部会長　ありがとうございます。3人の委員の方、それぞれ貴重な御説明、御意見をいただきありがとうございました。

それでは、関連する項目、目標4について、それぞれ委員の方から御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○増沢委員　御報告ありがとうございました。

武藤委員、米山委員の御報告、本当にケアニーズが高い子供たちが増えている現状ということに対してどのように対応するかということは、深刻な問題だと思っています。

今、横浜でも社会的養育推進計画を立てているのですが、現状を見ると、先ほどお話があったように、やはり子供のケアが難しくなると、児童養護施設も小規模で抱えるのは難しいということで、措置が難しいという話になって、児童心理治療施設の待機が起きてしまっているという状況が横浜でもあります。

そういった子供のニーズに応えられるような専門的な機能をいかに児童養護施設であれば本園機能とか、先ほど米山委員からあった児童発達入所施設等は、東京都でもその辺りのことをきちんと考えていかないと、大変なことになるということをまずは思います。

その際に大事なものは、医療と福祉と教育がきちんと統合された制度を整えていくということが非常に大事で、教育サイドの協力もかなり要る話だと思います。

東京都は、児童心理治療施設がないということで、本当はそういった施設も必要ではないのかということを思ったりもします。それが1点目です。

2点目ですが、齋藤委員からお話がありましたように、ショートステイは親子で一緒というようなところをきちんと目指すということがとても大事で、それはパーマネンシー保障のまず家族維持ということにもかなう話ですし、家族関係、再統合支援ということが強化されようとしているときに、家族関係のアセスメントをするということは非常に大事なのですね。

そのときに、今は、一時保護した子供を子供単独でアセスメントしている。ショートステイは親子一緒にできるようになったのですけれども、子供だけ保護して子供のアセスメントができて、関係性のアセスメントはなかなかできない。その関係性のアセスメントがきちんとできれば、親子再統合も進むのだろうということを思うと、やはりここは非常に重視してほしい。そうすると、例えば母子生活支援施設も一時保護の対象になって、そこに親が宿泊してもらうとか、あるいは乳児院や養護施設も、委託一時保護は環境上とても大事だと思うのですが、そこに親も泊められるようなシステムをつくって、アセスメントをしていくということがとても大事だと思います。

先ほどイギリスの報告のことを参考にしていただいたとお話がありましたが、イギリスのファルコンというところがあって、日本とイギリスは措置決定が当然違うわけですが、例えば乳幼児を里親に委託しようというときに、ケア命令というものを家庭裁判所に申請するのです。しかし、その決定が出るのは1年後とか2年後なのです。その暫定措置で何をするかというと、親子一緒に住んでもらうのです。その住んでもらうやり方は、母子生活支援施設を利用することもあれば、児童相談所の近くにアパートを借りて、そこに毎日ファミリーワーカーが行くこともあります。要するに親子関係がしっかりとつくれるように、例えば赤ちゃんであれば沐浴を教えてあげるとか、授乳を教えてあげるとか、具体的な支援をしていくのです。ただ、一方で親子関係、つまりアタッチメント形成をきちんとして親が子供に対する愛情が湧いてくるような支援をしていくと同時に、客観的

なアセスメントをする。この効果は非常に大きくて、ケア命令が出て親子分離とはじめは判断しても、その中で、これは親子で一緒にやっていけるなというように改善していくケースが結構あるのですね。

それともう1つ、親子関係のアセスメントをきちんとすることにより、母が24時間の暮らしの中でいつ対処できなくなるか、そこがはっきり分かってくる。食事の場面が危ないとか、寝ているときに危ないとか、お風呂のときに危ないと。そうすると、その後、在宅支援に切り替えた際に、その場면을支援していけばやっていけるということが見えるので、そのようにして在宅支援を開始していく。極めて効果的な方法です。

それと、これはやはりお母さん無理だなというときに、いきなり分離するというのは、母親のトラウマも残ってしまって、第2子、第3子の虐待率が上がるということが諸外国の研究で明らかになっているため、母の納得の中で分離に向けていき、最後に家庭裁判所から判断が出る。分離に対しても非常に丁寧なのですね。ですから、ここの親子一緒というところのアセスメントがきちんとできる体制。これは施設を活用するのが1番よいことだと思うので、ぜひ充実させていただきたいと思います。以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。ほかに御意見いただけますか。

○古川委員 中野区の古川でございます。

検討の視点とは若干ずれてしまうのですが、施設のことなので、この項で意見を言わせていただきたいと思いますのですが、小規模化とか後にしても、今、児童養護施設に関していうと、純民間の児童養護施設の入所率は100%に近い施設が多いと思っているのですが、都立の児童養護施設の入所率がそれに比べると低い状態が続いていて、それがあある意味、純民間の児童養護施設のケアや入所人員などで影響を与えているのではないかということ、私どもも児童相談所を始めて感じているところがあるので、そういった意味では都立の児童養護施設の体制の強化というか充実のようなところも、この施設における家庭環境の整備の中で触れておく必要もあるのではないかなと思います。

なぜ都立の児童養護施設の入所率が低いかは、直接私は伺ったことがないのですが、明らかに民間の児童養護施設と都立の児童養護施設とでは入所率が明確に違ってしまっている現実がある中では、そこを是正していく、充実させていくことが、結果的に子供たちが適切な支援を受けられることにもつながるというように思いますので、そこもできれば検討いただいたほうがよいのではないかと考えております。

○新保部会長 ありがとうございます。

都立の児童養護施設というテーマがあるということですね。ありがとうございます。

ほかに何か御意見いただけますか。

では、お願いいたします。

○武藤委員 少し補足です。先ほど増沢委員から、親子共々の支援というのですか、家族支援というか、そういうものが非常に重要だというお話だったのですが、私の所属する「社会福祉法人二葉保育園 児童養護施設 二葉学園」で現在今8つのグループホームを開設しているのですが、将来的にどうするかということで、子供の数が減って、仮に1ホームを閉鎖するというような情勢が来たときには、親子共々生活できる場としてのグループホーム、名づけて家庭再生ホームというか、そういうものを目指す必要があるということで学園内の将来像の検討委員会で話をしていました。今はどちらかという子供を保護することなののですが、そのうち場合によっては親も一緒に支援をして、田舎から2、3か月、祖父、祖母に来てもらうということだとかも含めて、そういうことがもう少し地域でできるとよいというような構想を以前立てたことがあって、そういう話もありますよということをこの機会に提案をさせていただきます。以上です。

○新保部会長 先ほどの増沢委員の御議論とつながっているし、私も以前、そのようなことを提案させていただいたこともございました。おそらく、母子生活支援施設の機能を生かすという点においてもとても大事なことと感じました。ほかに御意見いただけますか。

○横堀副部会長 横堀です。本日はリモートで失礼します。私からは1点お話しします。

社会的養護全般に関して、小規模ケアの推進、背景に家庭的養護推進があるわけですが、こうした流れの中で、障害児入所施設においても良好な家庭的環境の提供、小規模ユニット化の推進が明確に掲げられています。社会的養護施設と障害児入所施設の間に重なりあう課題状況・流れ、養育の課題があることを本日も確認をさせていただいております。

かねてから指摘されていますし、また現場レベルで実感されてきていることと思います。が、地域分散化・小規模化は養育者である職員の力量が要るものです。分散化の形態の中で、ケアニーズが高い子供を受けとめながら養育を継続していく困難もやはりあります。また、本日の東京都の資料の中でも書いてくださっているポイントの一つですが、若い職員が入職後間もなくグループホームに配置になることもあることもあり、職員の育成のしづらさやフォローのしにくさ等が支援体制上の課題になってきたと思います。

施設の形態や体制整備の検討と同時に、その辺りもふまえて具体的に色々な仕掛けをつくっていきませんか、支援形態をつくったのはよいけれども実際の養育は難しい事態が助

長されることにもなりかねないと思われます。このことはかねてより関係者が取り組んできたところだとは思いますが、強く意識しておく必要があろうと思います。以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがですか。もしくは関連する御意見で、いかがでしょうか。

○田中委員　増沢委員と武藤委員のプラスアルファということなのですが、私自身も初めて聞いた視点ではあったのですが、関係性のアセスメントというのは非常に当事者としてもあってほしいと思う視点でした。

というのも、私自身は施設を出た後、施設にいる間も母とは毎月1回の外出や長期休みの外泊があったのですが、その間に母の仕事や人間関係などについて知らずに交流だけ続けていました。そのときは母に会えるだけでうれしかったのですが、施設を出て職員や施設を挟まずに母と会うとなった際に、コミュニケーションが難しいと感じる場面が生まれました。そのときにたまたまなのですが、母が職場の方に合わせてくれて、その職場の方が母の特性を教えてくれたのですね。

そういった自分には見せない部分の母像というものを他者から聞いたときに、母の苦手なことや考え方に対して納得感を得て、母に対して理解が深まった背景があるので、そういった関係性のアセスメントというものが入所中にできていれば、施設を出た後の人生のほうみんな長いので、そのような観点は大切にしていきたいなと思いました。

2つ目なのですが、介護分野のお話にはなるのですが、最近私自身は建築とケアとか生活とケアというところに興味がありまして、子供分野に関してもそういった生活が与えるケアの部分、武藤委員からも検証する必要があるというお話がありましたが、そういう観点であったり、ケアが与える効果みたいなものも、子供分野でも議論が進んでいくとよいと思いました。以上です。

○新保部会長　とても貴重な御意見ありがとうございました。

関連する御意見、もしくは新たな視点はありますか。

○中板委員　私は保健の担当なのでなかなか難しい部分があるのですが、教えていただきたい部分が少しあります。

まず、若手職員がグループホームに配置されることも増えていて、職員のフォロー体制が必要ということが課題として挙げられておりまして、今後の方向性として、いわゆるグループホームでの支援の特性を踏まえた支援体制ということなのですが、若手職員がグループホームに配置されたことによって負う役割というか、その辺りは一体どのようなこと

がされているのかということが1点。

なぜそういう質問をするかという、例えば高齢者もそうなのですが、地域での小規模施設で子供たちがそれこそ家庭的な雰囲気の中でといったときに、人間誰でも衣食住がとても重要で、その中でも特に子供は、食がとても重要だと思うのですよね。その食というものがグループホームの中でどのように捉えられていて、どのように提供されていて、どのような形で成り立っているのかということが私が分からないので、そういう役割がこの若手職員にもあるのか、食を守るために職員配置の責務というものが発生しているのか、その辺りの役割をお聞きしたいと思いました。

ということと、あと先ほど来、齋藤委員からもありましたけれども、胎児からの支援でパーマネンシー保障というのはとても重要なことで、母子生活支援施設の中で、いわゆる単身妊婦だけではなくて、要するに例えば特定妊婦等々が、妊娠中から出産後まで連続してその状況をアセスメントもしながらタスクをどうやって処理できるのかという、そういった状況も把握しながら見ていく、とても重要なことだと思うのですが、例えば8ページの整備目標数として、「妊産婦等生活援助事業の実施施設数」が、「今年度実施予定」とあります。これは東京都にお伺いしたいのですが、今年度実施予定というその予定の中に、例えば母子生活支援施設等のことも想定されているのかということをお聞きしたいと思いました。大変重要なところだと思っています。

妊産婦等生活援助事業ではないかと思うような活動を少し見せていただいたときに、特定妊婦が、赤ちゃんが泣いてしまうときに何がつらいかという、泣いてしまったときに抱っこするのはいいけれども、自分の御飯が提供されて食べているときに泣かれるとどうしていいかも分からないという。マルチタスクになってくるとどうにもならない。そういったところをどうサポートするかとか、どう対処すればよいかというのがないと、シングルマザーで1人で育てていくといったときに、とても危険がいっぱいという状況になる。

そこを、具体的な生活の場面でしっかりとアセスメントして、親子の関係性をどのように育めるのか、あるいはかなり難しいのか、そういった判断も含めてすることはとても重要なことだとお話を伺いながら思いました。今年度実施予定のところには一体こういったところが想定されているのか、妊産婦、母子生活支援施設というものがそこに入る可能性はあるのか、その辺りについても教えていただきたいと思いました。

○新保部会長　ありがとうございます。

大きく分けて3つあったかなと思って、最初の質問はもしかしたら武藤委員に御助言い

ただくほうがよいのかなと思いながら聞いていました。

地域、小規模で若手の方が交代制勤務をして、そのときにどんなことで御苦労なさっているのか。特に食事のことというように例を挙げてらっしゃいましたけれども、そのことについてまず武藤委員からお願いできればと思います。

それから、胎児、妊娠中から身2つになった後、例えば母子生活支援施設では一体的にどのような運営をしていらっしゃるのか、支援をサポートしていらっしゃるのかということについて、できれば齋藤委員から現状などを教えていただけるとありがたいかなと思います。

それから、最後、これは8ページの整備目標数について、「妊産婦等生活援助事業の実施施設数」が「今年度実施予定」と書いてありますが、東京都としては今どのようなことを考えていて、具体的に言うとどの施設、もしくはどういうところでやろうとしているのかについて、事務局からお話いただければと思います。

では、武藤委員からお願いしてよいですか。

○武藤委員 はい。施設の小規模化、分散化の中で、グループホームでの若手職員の位置づけについてです。以前は、東京都もそうなのですけれども、私がグループホームの担当をやっていたときは、2人担当で、男女ペアでやっていた時代があります。ほぼ住み込みに近いような形で、泊まり、明け、泊まり、明けみたいな勤務でした。そのような状況ではなかなか職員が長く働き続けられないということで、人員を増やしていき、現在では、国の制度としてはほぼ1対1、6人の子供であれば6人の配置ができる制度になっています。そうすると職員もいわゆるベテランという人たちと、中堅と言われる人たち、それから新人と言われる人たちが重層的に関わる必要があります。こと新任職員が泊まったときに子供たちの試し行動がひどく、ベテラン職員が泊まったときは安定しているという実態があって、新任職員がグループホームなどの中でもたないという現象も起こっています。そこに対するケアということで、日常的な時間帯で子供たちがいる時間帯はなるべく複数対応ができるような、いわゆるケアニーズが高い子供たちがいたときに複数の職員で対応すると、職員も割と安定的な対応ができたり、それから子供たちも割と安定的な生活が出来るようになります。以前の配置基準から随分変わってきているということなので、そういう工夫をしながら今対応しているところです。

それから、食については生活の中でも1番大事なことだと思っています。食育は情緒の安定に即現れます。

施設で虐待を受けた子供たちが来ると、食が非常に貧困で、食べたようなことのないようなものもいっぱいあったり、カップラーメンや菓子パンなどで生活が成り立っていた子供たちも多く、3食が食べられる、本当に栄養のあるものが食べられるということは、子供たちの情緒の安定にとって、それから自立にとって重要ということになります。

ベテラン職員、新任職員関係なく、食を大事にするということが、このグループホーム、家庭的養護の中では絶対的に重要ということになりますので、職員採用のときでも、食事をどれだけ作れますかということだとかも含めて聞いたりしています。生活の安定によって衣食住はきちっと対応できる職員を確保することなども気をつけながら、入職後も食事に対する研修だとか、そのような配慮を現場では行っています。中板委員からの質問に答えられているかどうか少し心配ですが、そのような状況です。以上です。

○中板委員 ありがとうございます。

グループホームに入っている子供から少し聞いたことがあって、その食事が、20代の若い方が作ってくれたのだけれどもその日の食事が大変だという、そういう話も伺ったので、食事を作るというところまでも役割として担うとなると、本当に大変なことだなと思っておりまして、少しお聞きしました。ありがとうございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

続いて齋藤委員、お願いしてよいですか。

○齋藤委員 はい。質問の角度なのですが、母親と子供との親子関係の一体的な支援の仕方ということではなかったでしょうか。少しずつれていたらすみません。

○中板委員 実際にそういったことができるということですか、それからそういった方向にいったほしいという追加要望ということなので、私はそれはとても大賛成というところでは。

○新保部会長 私から見ると、ごく普通にやっぴらっしやるように見えますが。

○中板委員 そうですね。ですから、それが当たり前になっていくことが重要ですし、それに対してしっかりと、例えば妊産婦等生活援助事業とか、そういった制度に予算がつくということがとても重要だと思いましたので、東京都としては母子生活支援施設も対象になっているのか、またその方向性といった現実味はどうなのかということを伺っておきかけたということです。

○齋藤委員 ありがとうございます。

母子生活支援施設で今、力を入れていくべきではないかと思っているところが、妊産婦

支援と親子関係再構築支援、そして地域のところでのハイリスクアプローチからポピュレーションアプローチのところを見ていくというところの3つの視点で力を入れていきましょうということです。特に、親子関係構築支援のところは、これまで私たちも自然にやっていた内容だったりしますので、子供に対して、母に対して、親子に対してという3つの視点でそれぞれの、1人1人を大事にしながら、親子の関係がどのように支援として展開していくかということ、赤ちゃんであっても、もちろん妊婦の状態であっても、その後のもう少し大きい子供であってもというところが、関係調整が1番問題になっているような世帯が多いというところで、施設も工夫しながらやっているところだと思います。

特に妊産婦支援のところについては、前回報告させていただいたように、これまで事業がないところで今までやっていましたので、自然な形で妊婦がその時々で入られていたというようなこともありますので、そのときの支援を見ていると、やはり生まれる前からのサポートがあると生まれる段階のところの悩み事だったり、生まれた後のサポートが割と自然に柔らかい形で関係性がつくられていくので、その辺りが転々としていくというよりは一連の流れの中でやっていくということがとても重要と感じております。

特に母子生活支援施設は食事を全部自分たちで作っていくということにはなるのですが、個室のところで生活の仕方とか離乳とかそういうものも職員と一緒にサポートして、食事の作り方、離乳のときの関わり方、あとは生活全般のことだったり、子供との関わり方、お金の使い方とか、そういうことも母に対しての支援という、生活全般が落ち着いてくる部分も含めて、その後、心理的な支援も交えてやっていくということが重要だと思っています。

令和5年ですか、国のほうの調査でACE指標の話が出ていたときに、母子生活支援施設はあまり数字が高くないのではないかなというような話が出ていたのですが、実はある施設で母のACEスコアを見てみるととても高い状態になっていて、その状態で子供を一生懸命育てていらっしゃるということを考えると、親子の支援を丁寧にやっていく必要があるのかなというように考えていたところです。答えになっていたかどうか分かりませんが。

○中板委員　ありがとうございます。

それをぜひ事業に位置づけていただきたいということが東京都に対してあります。

それと、いわゆる虐待の死亡は、先ほど統計にもありましたが、ゼロ歳で5割なのですよ。ということは、やはり妊娠中から乳児期というものの本当に丁寧な、つなぎ目のないシームレスな支援体制というものが必要で、生活援助のところに地域の保健も一緒にな

って入れていただいて、その施設に入る、そして出る、そして地域で生活していくという、そのつなぎ目をなくしていくために、保健との連携というか、むしろ本当に協働だと思うのですが、そこをぜひお願いできたらと思っております。以上です。

○新保部会長 とても大事な御指摘だと思います。

○齋藤委員 東京都で令和6年度に妊産婦等生活援助事業に取り組む団体の公募があつて、この後説明があるのかと思うのですが、令和6年度に始めるというのが、私たちも情報が入るのが遅くて手を挙げたところもあるのですが、そこが通るかどうかは分かりませんが、実際に実施しているところではないと手を挙げることができないという条件もあったので、またチャンスを見て、ほかのところでも手を挙げるようにしていきたいと思っております。

○新保部会長 ありがとうございます。

3つ目の今年度実施予定のところ、どのようにお考えなのか教えていただいてもよいですか。では、お願いいたします。

○家庭支援課長 担当しております家庭支援課長の安藤でございます。

妊産婦等生活援助事業、事業内容はもう御存知だとは思いますが、妊娠の葛藤相談から始めまして、居場所の確保支援やその後の生活支援、養育力向上のための支援や母子の自立支援など、妊娠から出産後までの支援を担っていただく事業でございます。

想定としましては、国のほうでも家庭養育の支援を行う母子生活支援施設やアセスメントの専門性がある乳児院、またこうした同等の機能を担う単独の事業所というところを想定しておりまして、東京都としても同様に今申し上げたような施設が担う想定で事業を令和6年度から創設しているところでございます。

現状としては、公募したところでございまして、今後、施設を選定するという作業に進んでいく段階でございますが、母子生活支援施設も含めて、そうした部分の役割を担っていただくということで想定しているというところでございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

では、大分時間がたってしまったので、目標5のほうに移らせていただきたいと思います。

目標5「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」についての記載項目について御説明をお願いしてよろしいでしょうか。事務局からお願いいたします。

○育成支援課長 では、目標5について、事務局の育成支援課から御説明させていただきます。

す。

「心理的・治療的ケアが必要な子供への専門的な支援の充実」の「（１）施設における専門的なケア」でございます。

こちらの項目は国の策定要領にはない項目ですが、東京都として独自に重要ではないかというところを取り上げているものです。ケアニーズが高い児童が増えているということは先ほどからお話が出ていたところなのですが、東京都では現状として児童養護施設では精神科医や心理職員を配置して、専門的な機能を強化した児童養護施設というものを設置していただいた場合に支援を行っておりますが、やはり年々本当にケアニーズが高い児童が増えておりまして、現行の体制ではなかなか対応が困難になってくるような場面も見られているということが課題でございます。

また、東京都石神井学園におきましては、平成２７年度から、虐待からくる愛着障害や発達の偏りなどで問題行動を起こすような児童に対して、生活と医療と教育を一体的に提供するというような連携型専門ケア機能モデル事業を実施しております。

そのほかの課題として、これも先ほど話題に出ておりましたけれども、児童自立支援施設におきましても、入所する児童の状況が過去と比べますと大分変化してきていまして、被虐待経験や発達障害というところで、かなり特別な支援を必要とする児童が増加しているということが課題になっております。

また、自立援助ホームにおいても、以前は児童福祉施設に入所していた経験のある児童が自立を目指して移ってくるというようなところではあったのですが、最近はそのも児童の状況が変化していまして、家庭から直接入居する児童がかなり増えてきて、半数ぐらいはそういう子供たちだということで、生活面でも手厚いケアや、被虐待経験などによって心理的なケアが必要なケースというのも増加しているというような課題がございます。

今後の方向性としましては、施設種別ごとに少しずつ異なる課題はあるのですが、それぞれの施設で体制の強化が必要ではないかと考えていまして、専門的な支援ができるような体制、例えば児童自立支援施設においても心理職員の体制の強化が必要ではないかですとか、あと自立援助ホームにおいても専門的な支援体制の強化が必要ではないかというところで、今後の方向性として挙げているところでございます。

（１）については以上でございます。

○家庭支援課長 では、続きまして「（２）児童相談所における専門的なケア」につきまして、家庭支援課長の安藤から御説明させていただきます。

まず、「現状の取組・課題」でございます。

視点としては2点ございまして、まず1つが「ケアニーズが高い児童への専門的な支援」でございます。

児童相談センターにおきまして、在宅指導の児童や施設入所児童で、虐待による心の傷や暴力など情緒的な問題や行動上の問題で不適応にある児童で、医療や心理療法等の専門的な援助が必要な場合に、治療指導課において一時保護による宿泊治療を行っているというところでございます。

また、虐待が発生した家族には、保護者の方に子供との接し方など適切な養育行動を身につけていただき、親子の愛着関係の修復につなげていくための治療的・教育的な援助を実施しているというところでございます。

このほか、心理治療的ケアや入院等を必要とする児童を適切に医療につなげることも重要でございまして、治療指導課において必要に応じて医療機関との調整も行っているという状況でございます。

2つ目が、「児童養護施設等の関係機関への支援」でございます。

児童相談センターでは、児童養護施設、子供家庭支援センター等を対象としました研修、事例検討会などを定期的に行いまして、各施設における援助者の技術向上を支援しているというところでございます。

そうした取組を行っておりますが、現状としましては、児童養護施設等においては虐待によるトラウマや愛着障害などの課題を持つ児童が施設不調に至るケースが多い状況というところでございます。

また、地域の児童相談を担う子供家庭支援センターにおきましては、国の子ども家庭総合支援拠点もしくは子供家庭支援センターにおいて心理職を数名配置する基準がある中で、心理職の配置はされておりますが、実際には心理職がワーカーの1人としてケースワークを担い、十分に専門性を発揮できていない実態もあると見ているところでございます。

以上の現状と課題を踏まえました「今後の方向性」が2番となります。

児童相談センターにおける緊急宿泊治療の拡大を目指すとともに、心理治療的なケアや入院などが必要な児童が円滑に医療につながるように、児童精神科病床を有する医療機関とのネットワークの構築を進めてまいりたいと考えております。

2点目としましては、児童相談センターにおける児童養護施設等へのコンサルティングを実施しまして、施設への対応力を強化してまいりたいと考えております。

そして３点目でございますけれども、子供家庭支援センターの心理職が児童相談所と連携しまして、専門的な支援が行えるように、専門性の向上に向けた取組を今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

ただいま目標５について、現状と取組と課題を踏まえて、今後の方向性について御説明いただきました。この後、齋藤委員、武藤委員の順番で事前資料に基づいて御説明をお願いしたいと思います。

まず、齋藤委員、３分程度でお願いいたします。

○齋藤委員　私のほうはまた資料５の４９ページからになります。

今も色々と説明があった中で、母子生活支援施設について、これまでも伝えていたところですが、同じように色々な障害がある方たちが増えているということも含めて知っていただきたいと思ひ書かせていただいております。

例えば、数字の表なども出させていただいておりますが、全体的には親子ともに障害があるケースが今増えているということと、それと施設に入ってから母の相談ごととして、実は養育が難しくなっているということが、様々な理由で子供が障害があるとか、なかなかうまく関係性が持てないとか、色々な影響の中で育てにくさと、母自身の体調も悪いというようなことなどを含めて、育て方が大変になっているケースがあったり、あと再統合ケースも母子生活支援施設で増えてきておりますので、そうしたことも含めて色々な視点で障害等も含めて専門的なケアが必要だということを、今、母子生活支援施設でも見ているということを知っていただければなということで書かせていただいております。

特に、病識がない親子の方もいらっしゃるということと、あとは「（２）児童相談所における専門的なケア」のところは今回書かせていただいているのですが、「（１）施設における専門的なケア」の話と同じような形で、児童養護施設などを書いてありますが、そうした対応や検討会やコンサルティングみたいなものが私たちのような母子生活支援施設でも活用させていただけるとありがたいと思っております。以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。

続いて、武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員　４０ページです。心理的・治療的ケアが必要な子供たちの専門的な支援についてということで提起をさせていただいています。

まず、東京都の児童養護施設に入所している子供たちの実態ということで、前回5年前の専門部会では詳しい資料を出したのですが、今回詳しい資料がなくて、包括的にこの中盤のところに今の状態を書いております。

入所児童約2,800名ぐらいの子供たちのデータを毎年取っているのですが、どういう問題が子供たちに生じているかということで、その時代的な変化というのを、グラフをつけて分かりやすくしているというところであります。

ちょうど中盤のところにありますが、非行、反社会的な行動を示す子供たちというのは年々少なくなってきましたが、むしろ非社会的な問題、情緒的な問題、そういう部分を抱えている子供たちが多くなってきました、家庭内暴力、施設内暴力、学業不振、心理的な問題、それから自傷行為等々を含めて、これらの数が倍以上に増えてきている実態が現れています。いわゆるケアニーズが非常に高い子供たちの対応に追われているというような実態です。

そこで、専門機能強化型事業ということで、児童養護施設の認定をしていただいて、その精神科医や治療担当の職員などを配置をしていただいておりますが、それだけではなかなか難しいということなので、専門機能強化事業の見直しをぜひ図っていただきたいという要望で、黒数字のところなのですけれども6点ほど入れてありますので、御参照いただきたいと思います。

時間の関係で、全部説明していると時間がないと思いますので、簡単に触れますと、専門職を統括する管理的な職員の配置という部分が必要なのではないかということ。

それから、学力が低い子供たちが多くて、学力を補完する専門的な職員の配置が必要なのではないかということです。

それから、こういう子供たちに関わっていると職員自身のメンタルヘルスに影響が出てしまう部分があって、支援者支援を外部のカウンセリングだとかも含めて、それから医療機関の受診の費用等々も含めて、強化する必要があるのではないかと思います。

あと、家族支援の専門職についても現場職員から出されているところです。

それから精神的な課題で入院が必要な子供たちも結構いるのですが、なかなか入院が難しいということで待機している子供たちもいます。昨今、自殺企図を繰り返す子供たちも児童養護施設等に入所しています。入院をもう少しスムーズにできるシステムが必要だと思います。

それから、6番目には精神科医を配置をするということで、この専門機能強化では必須

の条件ですけれども、配置ができなくて、結果的には専門機能強化事業ができないということで、年々箇所数が減っているということなので、もう少し東京都や特別区が責任を持って精神科医の紹介だとか確保、そういう部分をぜひ積極的にやっていただきたいと思っています。

専門機能強化事業の改善のためのイメージ図を４３ページに入れておきましたので、このような強化が必要なのではないかということで、御参照いただければと思っております。

それから、次に４２ページのところに入れていますが、５年前にも私から提案させていただいたのですが、そろそろ東京都も児童心理治療施設の創設について検討したらどうかということで今回また提案させていただいています。①から④まで具体的にこういう形で検討したらどうかということで、案を入れておきましたので、多様な受皿という点での心理治療施設の検討というものをぜひ東京都のほうでもお願いしたいと思っています。

それから、ケアニーズが非常に高くなっている子供たちへの対応で、職員のトレーニングセンターや研修センターの創設という部分についてもぜひ必要ということと、子供たちが不安定になってしまって一時保護をお願いしてもなかなか進まないということなので、クールダウンができる個室整備のために、もう少し東京都が行政主導で環境整備に努めていただきたいということが、現場のほうから大分深刻な要望ということで出されていますので、今回まとめさせていただいたところであります。

私のほうからは以上です。

○新保部会長 貴重な御意見ありがとうございました。

それでは、他の方から御質問や御意見、いただけたらと思います。どうぞお願いします。

○米山委員 米山です。これに向けて、直前に資料を用意しました。ページでいうと６２ページ、６３ページ、６４ページになります。

ケアニーズが高いということについての国の統計を、少し字が小さいですけれども６３ページにつけています。

６４ページに、知的障害も含む発達障害について、愛着障害やＰＴＳＤも統計に載り始めましたので、それをまとめたグラフをつけています。

２つ申し上げたいのは、ケアニーズが高い子供たちの丁寧なアセスメントはやはりとても大事だと思います。この６４ページのケアニーズが高い子供の増加を見ていただいて、これは児童自立支援施設でもそうですが、文部科学省によれば、発達障害、学習あるいは

行動の困難がある子供というのは8.8%と言われています。各施設における、ADHD、ASD、自閉スペクトラムや、知的障害の子供の割合は、それよりも高いのですが、LD（学習障害）については、通常学級では全体の6.5%というデータがあるにもかかわらず、児童養護施設のLDの割合としては、1%台なのですね。これは、全然評価できていないということになります。

少し具体的になりますけれども、読み書き障害というのは、実はWISC検査などよりも短い時間で検査できるものですから、ぜひ児童相談所などで検査をしていただきたいです。学習、勉強の難しさ、学業成績の不振が理由でドロップアウトすることもあります。読み書き検査は、評価を少し具体的にすればすぐできます。里親不調で相談に来られる方でも、やはりこちらの検査が児童相談所でできていないということがありますが、東京都に限らず全国的な現状のようです。学校でできると良いのですが、学校、教育委員会ではなかなかできないのが全国の現状ですので、ぜひ行っていただきたいです。また、学習だけではなくて色々な困難さもあるので、発達検査に加え、丁寧なアセスメントをしていただくと、不調になる確率を下げられる可能性があると思います。

愛着障害という評価に限らず、発達に課題があるという中での育てにくさから悪循環になっているケースもたくさんあります。先ほどありましたけれども、非行系の男子というか、令和5年版犯罪白書（法務省）ではもう少年非行のほうは10分の1まで減っています。今、東京都の児童自立支援施設2施設においても、いわゆる発達障害だとかそういう子供たちがかなり増えていて、そこへの対応が必要になってきている現状もあるので、丁寧なアセスメントをぜひやっていただきたいと思います。

それから1つは提案で、先ほど武藤委員のほうからありましたが、発達障害などは、児童発達支援センターや放課後デイサービス等を施設で利用されているところもありますけれども、そのような専門性を持った方々と連携し、専門的な支援が施設にも入っていくようにするとよいと思います。

あとはグループ化、小規模化している児童養護施設等の職員向けで、ペアレントトレーニングの応用などを国のほうも準備しています。施設などで子供をケアする職員向けのペア・トレ的手法を学ぶスタッフトレーニング（スタ・トレ）をすることで職員間の関係がよくなる効果もあるため、武藤委員の御発言にもありましたが、そういった職員の研修をぜひ進めていただきたいと思います。以上です。

○新保部会長 現実に運営する上で大事な視点について教えていただけたと思います。

ほかに御意見はありますか。

○能登委員 東京養育家庭の会の能登と申します。

小規模化が施設等でも進んでいくというのは、子供にとっても非常に細やかな支援をしていただけるということで、有効なことだと思います。ただし、本園機能がきちんとしていないと、小規模化したところから潰れていくというのが現状ではないかと思うので、武藤委員が出してくださったような中身を施設全体として考えていただくということが非常に有効だと思います。

小規模化の最たるものが養育家庭だと思うのですが、里親の声を聞くと「傾聴よりも子供を見て」という声が最近非常に強いのですね。話を聞いてくれるのではなくて子供の現状を見てほしいという声が大きくなってきているということを考えると、施設の機能を生かした中身を里親のほうにも分けていただきたいというか、やっていただきたいという声がありまして、そういう意味では、高齢児になってから幼児から委託した子供が不調になって施設に行ってしまうというようなこともあるので、その辺りのところも含めて、小さいときからの支援をきちんとしていただきたいと思っています。

施設が中心になって、里親、里子のことを見ていただけると、同じ子供の状況がある中での対応なので、非常に身になる支援をしていただけるということが大きいと思うので、施設を中心に、里親も散らばるようなことは考えられないのかと思ったりもしていますので、その辺りのところを里親は施設の支援を非常に期待しているということを申し上げたいと思います。以上です。

○新保部会長 施設機能によって里親をサポートしていく、支援していくということですね。時間が大分迫ってきているので、目標6のほうに移らせていただきたいと思います。

目標6「社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」について、記載事項について事務局より説明をお願いいたします。

○育成支援課長 では、事務局、育成支援課から目標6について御説明させていただきます。

「社会的養護のもとで育つ子供たちの自立支援」ということですが、東京都ではこれまで児童養護施設や自立援助ホームに自立支援担当職員を配置しまして、児童の自立に向けて支援をするというような取組をしております。

社会的養護の経験者の相談と交流の拠点となるような施設としては、東京都では通称「ふらっとホーム」と呼んでおりますが、この「ふらっとホーム」という相談の拠点を都内で3か所実施をしております。

最近の動きとしては、児童福祉法の改正がありまして、令和6年4月に改正児童福祉法が施行されておりますが、児童自立生活援助事業の年齢制限が撤廃されたり、社会的養護経験者の実情の把握や自立のために必要な援助というところが都道府県の事業として義務化されております。そのため、この法改正に対応した対応方針の検討が必要になっているところでございます。

「今後の方向性」ですが、社会的養護経験者の支援ニーズを把握するための実態把握の調査や、あとは関係機関との連携を強化して支援体制を構築するための協議会の設置というところに向けた検討を行っていく必要があると考えております。

また、児童養護施設や自立援助ホームには自立支援担当職員というように明確に位置づけておりますが、児童自立支援施設においても、入所時から退所時まで一貫したアフターケアを計画的に行えるような体制の確保が必要ではないかと考えております。

また、児童養護施設等が措置解除した後に退所者となっていくということが非常に重要だと考えておりまして、そのときは支援が必要でなくてもまた何か困ったときに相談ができるような、そういった対象者と施設等がつながる、必要な支援を行える取組の強化が必要ではないかと考えております。

また、児童自立生活援助事業につきましては、年齢制限の撤廃というところも踏まえまして、ニーズに応じた実施に向けた体制の整備というところを、今後の方向性として挙げさせていただいております。

整備目標数の案については、現状の数字を入れさせていただいているところでございます。

社会的養護自立支援協議会の設置のところは、今後検討していくということで記載をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

齋藤委員、武藤委員からそれぞれ御説明をいただくことになっております。

まず、齋藤委員からお願いいたします。

○齋藤委員　資料は50ページのところに出させていただいております。

私たちの母子生活支援施設も、退所後の支援がとても重要でということで、法律上そのことをすることを定められてはいるのですが、実際にアフターケアを行う自立支援担当職員の配置というものが令和3年度から可能になったということで、まだ配置している施設

が少ないのが実態で、アウトリーチも含めた形での地域支援がなかなかできないところが多い状態にありますので、ぜひ都内の母子生活支援施設でそれらの支援ができるようにしていただけるようお願いしたいと思います。

また、こうした取組、今、13ページのところで説明いただいておりますけれども、私のほうで全国退所児童等支援事業連絡会というものの委員させていただいております、様々な団体、組織のところでネットワークをつくっていくということで、子供を支える施設のつながりということをととても重視して、アフターケアのところやパーマネンシー保障を意識するような動きということをやっておりますので、児童養護施設を中心としたものにはなっているかと思いますが、様々なところが連携する必要があるということも考えていただけるとありがたいと思いました。以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。続いて武藤委員、お願いいたします。

○武藤委員　44ページに、「社会的養護のもとで育つ子どもたちの自立支援」ということで問題提起をさせていただいています。

ここの真ん中に書いてあるとおり、措置延長ということで18歳を過ぎた子供たちの支援について継続的な支援が必要だと思うのですが、東京都では措置延長の要件が厳しいということを現場の職員や施設長から聞くことがよくあります。いずれにしろ、施設の定員がいっぱいの状態で早く次の子供たちを入所させなくてはいけないという意識が働くのかどうか分からないのですが、他県に比べるとこの措置延長の要件というものが若干厳しい。措置延長を認めても3か月だとか半年だとか、そういう短期間での措置延長を認めるというようなケースが多いということなので、18歳成人になったのですが、継続的な支援が必要な子供たちは、私の実感からすると全体の6割から7割方いると思うところであります。

それにつけても、今回、実態把握をとにかく都道府県が主体的になってやるということになっていますので、ぜひ、社会的養護の分野だけではなくて各区市町村の状況なども含めて、本当に支援が必要な高年齢の若者がどれだけいるのかということについて実態把握をきちっとしてほしいと思っています。こちらのほうも協力をしたいと思っていますので、その実態をしっかりと出すということがまずは必要ではないかということで問題提起をさせていただいています。

それから、令和6年4月1日から新たに児童自立生活援助事業というものができてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型と書いていますが、Ⅰ型は自立援助ホーム型、それからⅡ型が児童養護施設等、

それからⅢ型が里親型ということになるのですが、これが年齢制限なしに、必要な子供たちについては自立支援をゆくゆくまでできるようなシステムを国のほうが制度化、法律化しました。これに対しては東京都が今後どうするのかということをしかりと計画を立てて出していくということが必要ですし、現場で今、私のところは児童養護施設なものですから、新たに制度化された自立生活援助事業についてぜひ積極的にやろうということで問題提起をさせていただいているのですが、やはり人の配置、それから場所を準備しなくてはいけないという点からすると、なかなか積極的に進めたいというところが少ないという現状です。行政指導で、それから様々な支援策を考えながら、この自立生活援助事業がどの施設でもできるような体制が、今後5年間考えてみると必要ではないか、計画の中にしかりと盛り込むことが必要ではないかということで、問題提起をさせていただいています。

それから、地域巡回の心理職というのが、若干増えてはいるのですが、なかなか取り組んでいるところが少ないということなので、地域支援だとかもできる、自立支援と地域支援を一体化して進めるということが必要なので、ここの配置についてもぜひ検討していただきたいと思っています。

それから、東京都は全国に先駆けて自立支援コーディネーターを配置しながら自立支援及びアフターケアを中心に非常に努力をしているところなのですが、国の要件が自立支援担当職員ということになっているのですが非常に不明確な部分もあって、東京都が率先して進めた自立支援コーディネーターの業務をしかりと果たせるような研修だとか、それから成果みたいなものをしかりと集約するということだとかも含めて、ここの自立支援に関わる職員の専門性を構築していく努力が必要ということで、5番目に提案をさせていただきました。

それから、今回改正された自立生活援助事業等々に関しても、区児童相談所、それから東京都児童相談所のところで若干取組のスタートが違っていたりする部分もあるので、今後、自立支援に係っては全都的な取組が必要で、この5年間で高度化や標準化を図っていく留意点が必要なのではないかということで問題提起をさせていただいています。

少し長くなって申し訳ないのですが、3番目に自立援助ホームの今後のあり方ということで7点提案をさせていただいています。特に、今回も問題提起をさせていただきましたけれども、職員や当事者、それから利用者の意見を十分反映できるシステムという部分が必要なのではないかなと、非常に貴重な意見を持っている当事者の方たちがたくさんいま

すので、そこをどれだけ政策の中に反映できるかという部分が必要だと思っております。

いずれにしろ、自立援助ホームも、ニーズが高いけれども実際は箇所数がまだ少ないと思っておりますので、その拡充策に利用者の声を聞きながら図っていただきたいということで、7点だけ問題提起をさせていただいたというところであります。以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方から御意見ございますか。

○増沢委員 御報告ありがとうございます。

自立支援を対象としている子供は、非常に幅が広い難しい対応が必要なのだろうと思います。そして、先ほどの特別なケアニーズがある子供たちということと絡めて話をすると、思春期、青年期の支援とその前というのは、少し違った形でシステムを考えたほうがよいということをここでお伝えしたいと思います。

特別な課題、支援ニーズのある子供には、発達のゆがみであるとか、それからアタッチメントの問題、そしてトラウマを抱えているような子供たちがおられるわけですね。そういった子供たちとコミュニケーションをきちんと取れるように関係構築をして、つまりアタッチメントの再形成、そしてトラウマ等への対処ということが1つ非常に重要で、そして発達の育ち直しですね。そこが幼児期、学童期までの非常に大きな課題になる。ここでも治療的な特別支援は必要なのですが、思春期、青年期になると、また質が変わったテーマがそこに出てくる。それは何かというと、自分の存在価値って何なんだということを考え始めるということです。幼児期や学童期に随分回復をしたとしても、自分の生い立ちを振り返って、そういったある種の実存の危機というようなところに入っていく。このことが自傷や自殺と非常に密接に関係してくる問題ということで、この自立支援を考えると、先ほど自立の生活援助ということが非常に強調されるのだけれども、心のケア、孤立を防ぎ、その子の存在意義ということに要するに光を当てて、社会にきちんと参画できるようにという、この辺りの視点をきちんと持って自立支援をしていただきたい。

したがって、そういったことも視野に入れた自立支援コーディネーターの専門性は非常に重要だし、また自傷、自殺のリスクがぐっとと高まるので、こちらでも精神保健機関との連携ということは、どうしても視野に入れて進んでほしいなと思います。おそらくそこで特定妊婦という問題も入ってくる話で、ぜひここには思春期、青年期の保健機関との連携をして、こういった子供の心のケア、そして究極は自傷、自殺を防止していくというところを、きちんと視野に入れてほしいと思います。社会的養護を出た子供たちの状態の調

査は、なかなか実態が把握できていないということが1つの課題と思います。しかし、把握できている中で結構、自傷、自殺の問題が高いので、ここはきちんと防止するための手だてをこちらに位置づけてほしいと思います。以上です。

○新保部会長 大切なテーマを御指摘いただき、ありがとうございます。

大分時間が押しているので、次の目標7のほうに移らせていただきたいと思います。

目標7「児童相談体制の強化」についての記載項目について、御説明をお願いいたします。

○家庭支援課長 15ページ、「(1) 都児童相談所の体制強化」について、家庭支援課長、安藤から御説明させていただきます。

まず、「現状の取組」でございますが、虐待相談対応件数は年々増加しておりまして、重篤な虐待ケースや精神疾患がある保護者への対応など、対応が困難なケースも増加しているという現状でございます。一方で、児童相談所の児童福祉司、児童心理司は、経験年数2年以下の職員が5割弱となっております。経験が浅い職員が多い状況というところでございます。増加する児童虐待に迅速かつ的確に対応するために、児童福祉司、児童心理司を毎年増員しておりまして、また、困難ケースで職員に助言、指導等を行う専門課長も配置しているというところでございます。

このほか、人材確保のための専任チームを児童相談センターに設けまして、大学や養成機関への訪問を行うといった取組を行っているほか、児童福祉人材育成のためのトレーニングセンターを設置しておりまして、ロールプレイングなどの実践的な研修を行っているというところでございます。

次に「課題」でございますが、記載のとおり、児童福祉司の配置基準につきましては、平成28年から徐々に人口に対する1人という基準が引き上げられまして、令和4年度には3万人に対して1人の配置となっておりますが、それに対応するために毎年増員を図ってきているところでございますが、記載にありますように現状としましては配置基準に満たないという状況でございます。また、こうした増員を図っていく中で経験年数の浅い職員の割合が増加しておりまして、一層効果的な人材育成を図っていく必要があるという状況でございます。

次のページを御覧いただければと思います。

検討の視点②「都児童相談所の管轄区域の見直し」と「都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化」でございます。

まず、「現状の取組」でございますが、国におきまして児童相談所の設置の基準を定める政令が令和3年7月に公布され令和5年4月に施行されましたが、管轄人口を基本としておおむね50万人以下とする旨の規定を踏まえまして、管轄区域の変更や区域再編に向けた対応を進めているところでございます。具体的には点線の囲みのおりでございます。令和4年度に「多摩地域児童相談所配置計画」を策定した上で、令和5年度に適地調査委託を実施しまして、新たな児童相談所の設置場所を決定しているというところでございます。いずれも仮称ですが、町田児童相談所、多摩中部児童相談所、そして西多摩児童相談所を設置するという事で、令和6年度に改修工事の実施や基本計画の策定を進めているというところでございます。また、児童相談センターの管轄となっておりました練馬区につきまして、令和6年6月に新たに都立練馬児童相談所、練馬区の子ども家庭支援センターと同一建物内に設置しているというところでございます。

これまでお話ししました現状の児童相談所の設置状況と多摩地域の児童相談所の設置場所につきましては、18ページと19ページに配置図を添付しておりますので参考にしていただければと存じます。

続きまして、もう1点の取組としまして、児童相談に係る都と区市町村の相互連携を図るための「都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の強化」でございます。そうした連携拠点の設置を進めているところでございまして、これまでに練馬区、台東区、渋谷区といったところで設置を進めているところでございます。

次に「課題」でございますが、繰り返しになりますけれども、虐待相談対応件数が増加している中で、相談体制を強化し迅速な対応につなげていくために、引き続き都児童相談所の整備を進めていく必要がございます。また、区市町村との連携を通じたきめ細かな相談支援体制の確立に向けまして、引き続きサテライトオフィスの設置を推進することが必要となっているというところでございます。

続きまして、17ページ「2. 今後の方向性」でございます。

「児童相談所の体制強化」につきましては、児童福祉司には高い専門性が求められますため、必要な人材確保はもとより、人材育成をしていくことが重要でございまして、国の配置基準等を踏まえて計画的に増員を図りつつ、都のトレーニングセンターにおけるロールプレイング形式の演習型研修の充実などを図ってまいりたいと考えております。

また、職員の定着支援の観点から、新たに採用した職員が環境の変化や採用後のギャップへの悩みに対応できるように、採用前から採用後まで職員をきめ細かくフォローできる

ようにサポート体制の充実を検討してまいりたいと考えております。

次に「児童相談所の施設整備」でございますが、国の政令基準を踏まえまして、区部及び多摩地域における都児童相談所の新設を進めてまいります。具体的には点線の囲みのおりでございますが、先ほど御説明しました多摩地域の児童相談所のほか、令和8年度には大田区を所管する児童相談所を設置するという予定でございます。あわせて、サテライトオフィスの設置を促進しまして、都と区市町村の連携を一層強化してまいりたいと考えております。

次の資料2枚は、先に御説明しました配置計画、配置設置状況でございますが、飛ばしまして20ページが国の要領に記載の「整備目標数」でございます。

1つ目が「児童相談所の管轄人口」の現状でございます。先ほど申しましたが、順次新たな児童相談所の設置を進めてまいりたいと考えているところでございます。

その他につきましては、現在調整中というところでございます。以上です。

○児童相談センター総合連携担当課長 では、続きまして資料の21ページ目でございますが、目標7「(2) 都と区市町村が一体となった児童相談体制の確保に向けた取組」につきまして、児童相談センター総合連携担当の志田から御説明させていただきます。

まず、「1. 現状の取組・課題」の「検討の視点①区立児童相談所を含む東京全体の児童相談業務の総合調整機能の強化」でございます。

現状でございますが、東京都におきましては11か所の都立児童相談所があるほか、8か所の区立児童相談所、こちらは平成28年の児童福祉法改正により23区も児童相談所を設置できることとなりまして、現在8つの区が児童相談所を設置しているという状況でございます。それとあと、85か所の子供家庭支援センター、区市町村になりますが、こちらは1自治体で複数設置されているところもありまして、それを含めて85という数字となっておりますが、こうした機関が設置されておまして、多くの機関、主体がそれぞれの役割のもと相談支援を行っているという状況でございます。

そのような中、東京都では、ト一横問題あるいは一時保護の長期化、ケアニーズが高い児童の対応など、単一の自治体では解決できない広域的、専門的な課題が顕在化しているというような状況でございますが、こうした状況を踏まえ、令和6年度、東京都児童相談センターに総合連携担当を新たに設置し、区立児童相談所を含む東京都全体の総合調整機能を担当することといたしました。

具体的な課題といたしましては、例えば児童相談所設置自治体間や児童相談所と子供家

庭支援センターの間の調整におきまして、ルールや解釈あるいは認識の違いにより手続きが円滑に進まない事例などが発生している、あるいは一時保護児童の入所先施設が見つからずに児童福祉司個人による入所打診等が繰り返されるなど、職員の負担も大きくなっているというような状況、あるいは児童相談所では困難な法的対応や大都市特有の困難ケースに直面するほか、子供家庭支援センターにおきましても法的対応など様々なケースに対応しているというような状況がございます。また、児童相談所、子供家庭支援センター、ともに経験豊富な職員の確保、育成に苦慮している、そうした様々な課題があるというような状況になってございます。

続きまして22ページ目、「検討の視点②都児童相談所と子供家庭支援センターの相互連携の強化」でございます。

こちら、専門性を持つ都の児童相談所と地域に身近な区市町村の子供家庭支援センターの、より一層の連携を進めていくという観点でございますが、「現状の取組」として3点ございます。

いずれも都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の設置という形になりますが、1点目といたしまして「サテライトオフィスによる連携」でございます。子供家庭支援センターに都の児童相談所のサテライトオフィスを設置いたしまして、都の児童相談所の職員が定期的あるいは必要時にそのサテライトオフィスで業務を行うとともに、その拠点を活用いたしまして、子供家庭支援センターとの情報共有や合同調査を実施するというものが1点目。

2点目が「分室による連携」ということで、今度は逆に都の児童相談所に子供家庭支援センターの分室を設置するものでございます。こちらは、子供家庭支援センターの職員が都の児童相談所内で児童虐待相談等に係る業務に従事することと、その分室を連携拠点として活用いたしまして、都児童相談所側と情報共有、協議、合同調査等を実施するというものでございます。

3点目といたしまして、「都児相・子家センの一体型拠点による連携」でございます。こちらは、サテライトオフィスや分室等ではなく、都の児童相談所と子供家庭支援センターを同じ施設の中に設置するというものでございまして、その上で会議への相互出席、合同面接、合同調査等を実施するというようなことで、こうした連携拠点を設置しております。令和6年8月時点の設置状況ということで、この点線枠の中の数字が現在の状況という形になっております。

「課題」といたしましては、こうした都と区市町村でのきめ細かな相談支援体制というものを早期に確立することが必要と考えておるところでございます。

こうした状況を踏まえ「2. 今後の方向性」でございますが、次の資料23ページ目になりますが、検討の視点1番目の取組といたしまして、①都児童相談センターの体制を強化いたしまして、東京都全体の児童相談業務の総合調整機能の発揮に向けた次の取組を進めるということでございます。

まず、1番目「相談援助業務の標準化」ということで、1点目といたしまして、児童相談所の業務に係りまして、東京都の実情を踏まえた都区共通の新たなルールの策定の検討ということでございます。

2点目といたしまして、児童相談所と子供家庭支援センターの間の連絡調整に係るルールは既存のものがございますが、それを改めて検証いたしまして、必要な見直しを実施していくというものでございます。

3点目といたしまして、児童養護施設の入所調整の効率化に向けた都区共通の仕組み作りを検討していくというものでございます。

続きまして、2番目、「個別ケースに係る専門的支援」でございますが、都内全体で専門性の向上のため、困難なケースやあるいは好事例など、そういった対応事例を全自治体で共有するための仕組みを構築していきたいと考えております。また、区立児童相談所や子供家庭支援センターにおける個別の困難事例につきまして、専門相談を受け付ける窓口を設置するということを考えておるところでございます。

3番目に、「人材育成の共同推進」ということで、都の児童相談所、区立児童相談所、子供家庭支援センターにおきまして、合同研修や人事交流の取組を進めまして、専門性を全体で向上させていくということと、お互いの顔の見える関係の構築ということを進めていきたいと考えておるところでございます。

続いて、検討の視点2番目の取組といたしまして、②都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、あるいは1区1児童相談所体制による児童相談所、子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児童相談所と子供家庭支援センターの連携拠点の充実を図っていきたいと考えておりまして、こうした様々な取組を通じまして、東京都全体の児童相談体制の強化というものを今後とも進めていきたいと考えておるところでございます。

続けて、24ページ目につきましては、国の策定要領における「整備目標数」でござい

ますが、こちらは特別区における児童相談所の設置状況と今後の設置見込みということで、記載の数字を書かせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

それでは、武藤委員から本件について御説明をお願いしたいと思います。

○武藤委員　４６ページです。

今、東京都から、今後の方向性も含めて説明をしていただきましたが、方向性は非常にきめ細かくて、とてもよいのではないかと考えております。ただし、現場から見ると、先ほども出されていたように、施設現場も同じなのですが、職員の定着性をもう少し抜本的に対応していく必要があると思います。

要は、現場から見ていると、児童福祉司等が経験の浅い職員が多いということなのですが、今は児童相談所をつくっていつている時代なので仕方ないことなのですが、子供の成長、育ち、自立、そういう将来的な見通しみたいなものを経験的にしっかりと押さえられる専門性をもった児童福祉司等が必要ということになると思いますので、様々な強化取組をしていく中で、特に児童相談所の職員の定着性、ここについて抜本的に重視していただきたいということが現場からの切実な要望ということになります。

それから２番目に書いていますが、今、特別区で児童相談所が増えているということなのですが、前にもお話ししたとおり、区によって積極的に進めているところと、事業をどうしようかと検討しているところもあるようです。こちらで書いているとおり、具体的に言うと、児童自立生活援助事業や拠点事業や意見表明等支援事業なども含めて、全ての東京都内の区で実践できるように調整するということを、今、努力をしていただいているところなのですが、今後の視点ということで全都的な視点での拡充策が必要だと思っています。

最後のところにも少し書いていますが、今回、問題提起をして実施をしていただいておりますが、児童相談センターに総合連携担当をきちんと設けて、そこに調整をする機能を持ったということは、現場からするととても期待をしているところであります。例えば施設の入所依頼の件なのですが、１施設で１日に色々な都内の児童相談所から２０件の入所依頼があった施設もあり、その入所依頼の調整、対応だけでも結構大変だったということなのですが、この入所調整について東京都においては一本化をしたりだとかも含めて将来的には検討するというをしないと、現場では非常にそういう点では戸惑っていたり混乱

している部分がありますので、そんなこともぜひ調整をしていただいたり、今後の在り方を検討する中で入れていただくということが必要ではないかと思っていますので、よろしくをお願いします。以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。

限られた時間なので、私からは、中野区の古川委員、一連の御説明について何か中野区としてお考えがあったら、いや、委員御本人としてのお考えがあったら御発言いただけますか。その後、もし可能でしたら左近士委員からもお願いできたらと思います。

お願いします。

○古川委員　中野区の古川でございます。

今の児童相談体制の強化の中では、令和５年度に特別区や多摩地域の自治体も含めて、東京都で児童相談体制等の検討会を開かれたところでありまして、私もその中では発言させていただいたところではあるのですが、本日の資料でもあるのですが、東京都の児童福祉司や児童心理司の体制がやはり政令どおりになっていないというところが、根本的な課題として東京都の中では大きな課題なのだろうと思っています。

私どもも今は児童相談所になっておりますが、子供家庭支援センター時代でいえば、東京都に「これ、対応が必要です」というお話をさせていただいても、そこで新たに対応の検討が始まるといったところで、その時間のギャップがあったり、東京都の体制の中でも厳しいところであれば現場の児童福祉司たちがすぐ対応できないといったところもあったのだろうと思っていますので、２１ページに「手続が円滑に進まない事例が発生」と書いてあるのですが、児童相談所と子供家庭支援センターの間においては、やはり東京都の体制がきちんとできることで連携が一層進む部分があるのかなと思っています。

それと、そこにも「児相設置自治体間で」「手続が円滑に進まない事例が発生」と書いてあったり、２３ページに「東京の実情を踏まえた都区共通の新たなルールの方針を検討」と書いてあるのですが、児童相談所の場合は全国の児童相談所長会で共通のルールというものがあるので、東京都と特別区の児童相談所間だけの新たなルールというのは逆につくらないほうが私はよいのではないかと感じているので、全国の所長会のルールにのっとったところでの、詳細を決めるというところはあるのかもしれないですが、そこは少し一旦抑えたほうがよいと感じたところであります。

○新保部会長　ありがとうございます。

○左近士委員　左近士でございます。

「児童相談体制の強化」というところで、都と区市町村が一体となって強化していくというところは大変賛同するところでもございますし、ぜひそのように進めていきたいと強く思うところです。

中央区について言いますと、自区に児童相談所を持っていませんので、サテライトオフィスということで、今、台東区と中央区とあと東京都で、都と2区合同でサテライトオフィスを持っているところですので、なおさら都の児童相談センターとの役割分担であったり、一緒になってやっていくというところを、もう少し進めていきたいと思っています。

先ほど、子供家庭支援センター内の心理職であったり専門職の専門性の発揮が課題であるというパワーポイントがあったと思うのですが、それを非常に日々感じていることですので、子供家庭支援センターでの心理職の活用を、どこまでどうやるという基準のようなところをもう少し東京都の中でも共有できると、非常に進みやすいと思います。以上です。

○新保部会長 今のお2人の委員の御発言、とても大事だと思いますので、東京都としてもぜひ両委員の御意見を参考にしながら進めていただきたいと思います。

続いて、目標8に移らせていただきます。「一時保護児童への支援体制の強化」の記載項目について説明をお願いいたします。

○事業調整担当課長 「一時保護児童への支援体制の強化」につきましては、事業調整担当課長の横森から3つの視点に分けて御説明をさせていただきます。

まず、1つ目の「一時保護需要を充足する体制の構築」についてであります。

現在、都内には8か所の一時保護所がありまして、それぞれの一時保護所におきまして、その地域の児童だけではなく、都内全域の児童の受入れを行っております。8か所の一時保護所の児童の定員を足し上げますと、250名の枠があります。しかし、これだけでは一時保護需要を満たすことができず、里親や児童養護施設、乳児院への一時保護委託、専門的な医療ケアが必要な場合には、病院にも一時保護委託を行っております。

一方で、課題ですが、まず虐待件数が増加しておりまして、これに伴いまして保護児童も増加しております。日中、調整をしながら各一時保護所に児童の受入れを行っておりますが、さらに夜間、身柄付通告なども入ってきますので、定員を超えて一時保護を行わなければならない状況となっております。

2つ目といたしまして、各一時保護所では都内全域の児童を受け入れておりますので、まず子供自身が地域から離れて保護がされるということも少なくありません。そのため、地域とのつながりであったり、子供が通学を希望する場合には学校が遠くなってしまうな

ど、支援にも支障が少なからずあります。

3つ目といたしまして、現場では施設や里親への入所依頼を行っておりますが、決まるまでのプロセスに時間がかかっておりまして、その結果、一時保護所で長い間待たなければいけないような児童も一部います。

そのため「今後の方向性」といたしましては、まずは一時保護需要を踏まえまして、必要な定員を充足できますように、一時保護所の新設を検討してまいります。先ほど武藤委員からも「社会福祉法人二葉保育園 児童養護施設 二葉むさしが丘学園」の取組なども御紹介がありましたが、児童養護施設や里親への一時保護委託を促進しながら、また、民間一時保護所も活用して需要に適切に応えていきたいと思っております。

また、子供の地域とのつながりの保障や、例えばですけれども、一時保護所が遠くてなかなか児童福祉司が子供に面会に行けないということがないように、相談部門と保護部門の連携を強化する観点からも、「1 児童相談所 1 保護所」を基軸に整備を検討してまいります。

さらに、児童相談所側が施設の空き情報を把握し、施設に入所依頼をしてから施設が決まるまでの期間を短縮するなど、円滑な施設の入所調整の仕組みを検討してまいります。

2つ目といたしまして、「適切なケアに必要な人員体制」という視点であります。これまで一時保護所では独自の設備運営基準がなくて、児童福祉施設の設備運営基準を準用してまいりました。ただ、東京都では独自の基準、国よりも手厚い人員配置にしております。

ただ、「課題」といたしましては、まず、例えば虐待に起因するトラウマを抱えているような子供であったり、発達障害や情緒障害、自傷や自殺企図などがある子供など、ケアニーズが高い子供たちが増加しており、より手厚い配置基準が必要となっております。先ほど米山委員や武藤委員からも御紹介いただきましたが、一時保護所におきましてもこういったケアニーズが高い子供たちが多々おります。

令和6年度、国におきまして、内閣府令で初めて一時保護施設に特化した「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」が施行されました。ただ、都市部におきましては一時保護の件数が多かったり身柄通告が多くて、また、様々な事情を抱えた子供たちが都外からも集まって、補導されたり保護されているような状況もあります。こうした都市部の特性を反映しているものとなっていない、人員の配置基準は国において今の新しいものも不十分であると考えております。

「今後の方向性」といたしましては、まずは子供の権利を擁護する観点から、そして個別のケアを充実させる観点から、国の調査研究で示されております、幼児2人に対して職員1人を、そして学齢児3人に対して職員を1人、日中の時間帯におきまして常時置くという方向で検討を進めてまいります。そのためには今よりも大幅な増員も必要となつてまいりますので、人員の確保にも努めてまいります。

最後に、3つ目の検討の視点として、「一時保護所における児童の権利保護」になります。

現在、一時保護所におきましては、子供の権利を擁護するために様々な取組を実施しております。例えば毎年外部評価を受審しているほか、第三者委員による保護児童の意見を聞くような活動も月に2回実施しております。さらに、令和6年度より意見表明等支援員による支援も試行的に開始します。

また、一時保護所における学習の充実といたしまして、教員資格を持つ学習指導員を配置したり、家庭教師の派遣であったり、学習タブレットの導入などによりまして、個別学習の強化も図っております。また、学校に通える状況の子供、高校生が中心にはなりますが、単独での通学ができるように支援をしております。

家庭環境づくりに関しましては、都ではユニット環境となっている一時保護所が1か所となっております。また、居室の個室が整備されております一時保護所も2か所だけとなっております。

「課題」といたしましては、国のガイドラインにおきましては、外出、通学、通信、面会などの制限は最小限にするように規定されておりますが、東京都の一時保護所においては運用上、必要に応じて一部制限しているような内容もございます。通学に関しましては、安全面や通学の距離のハードルなどから一部しか実施できていない状況もあります。ユニット化、個室化も十分に進んでおりません。

「今後の方向性」といたしましては、まず1番に子供の視点に立った権利擁護を推進して、推進に当たっては、必要な場合には既存のルールの見直しも検討してまいります。

また、入所児童に対しましては、今でも一時保護所について説明を行っておりますが、例えば入所の当日や初期におきましては、緊張が高い中説明しても理解しづらいという点もございますので、分かりやすい説明の仕組みやツールの活用を検討してまいります。

学習では、在籍校との緊密な連携であったり、今も使っておりますタブレット学習や家庭教師の派遣など、創意を工夫しながら行っております取組につきましても継続してまい

ります。通学が可能な場合には、職員の体制確保と送迎支援のための仕組みを検討してまいります。

そして、新設する一時保護所につきましては、家庭的な環境を実現するために、6人以下のユニット化、居室の個室化を進めることを検討してまいります。そして、既存の一時保護所につきましても、家庭的な環境を実現できるように、ユニット化、個室化がどのようにできるかということも検討してまいります。

最後に、「整備目標数」になりますが、こちらにつきましては記載のとおりとなっております。以上となります。

○新保部会長 ありがとうございます。武藤委員から事前の資料を頂いているようですので、お願いいたします。3分程度でお願いします。

○武藤委員 先ほどのところと少しダブるので、ページ数からすると39ページの下のところに、「③施設の多機能化（一時保護児童の受け入れ等）について」ということで入れています。先ほども説明をさせていただいたのですが、補足的に説明をさせていただきたいと思います。

近年、東京都では措置の子供は少しずつ減ってきている。しかし、一時保護やショートステイなど一時預かりの子供たちは増えているということで、これはおそらく、特別区が児童相談所をつくって、子供家庭支援センター等々と連携をしながら、なるべく措置ではなくて在宅で支援をしていくというような方向性が少しずつできてきているのではないかなと思っています。そんな状況を見ると、今後も、当面はとにかくこの一時保護所の充実ということは絶対に東京都としては必要なのではないかなと思っていますので、先ほど東京都から説明がありましたが、一時保護所の拡充策ということで、重点的に進めるということで意見が出ていますので、ぜひその方向で積極的に進めていただきたいと思います。

それから、先ほどもお話しさせていただきましたが、「社会福祉法人二葉保育園 児童養護施設 二葉むさしが丘学園」で一時保護ユニットをということで施設内で実践しています。「実績報告を参照のこと」とここで書いていますが、報告書をつけられませんでしたので、この後、そちらの成果や課題を今回の資料に付随する形で後日提出したいと思っていますので、皆さんに御参照いただければと思います。

それから、最後、この黒数字の②に書きましたが、児童養護施設によっては、今、地域分散化で外にグループホームをつくるという点では、本園のスペース的な部分として場所

が割と空いているという施設もあるのです。ただし、現実からすると、人材確保に苦戦している施設が多くて、場所は空いているけれども人がいないという実態があるということなので、一時保護を今後施設で積極的にやっていくべきだということであれば、児童養護施設の一時保護のところの充実とあわせてこの人材確保に対しての応援体制というか一時保護委託の子供を積極的に受け入れるための人材確保対策という部分に関しても、ぜひ行政として支援をしていただきたいというのが現場から意見ということで出されていますので、以上、よろしくお願ひしたいと思います。

○新保部会長 現場からの貴重な御意見、ありがとうございました。

ここで、都留委員、田中委員から発議があるとのことをお聞きしました。都留委員、田中委員、お願ひいたします。

○都留委員 都留です。

東京都においては、今年度、内閣府令である「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の施行に伴う一時保護条例の制定や、社会的養育推進計画の策定を予定しており、こうした状況を踏まえ、一時保護所の体制強化に向けた検討を進めるため、弁護士、第三者委員、学識経験者、児童福祉施設長、医師、臨床心理士、児童養護施設入所経験者、都区それぞれの児童相談所長から意見聴取を行っています。

私は、児童福祉施設長の立場として、田中委員は児童養護施設入所経験者として、都に協力している。都が進める意見聴取の中で、有識者同士でも意見交換する機会があり、一時保護の体制強化として都が早急に着手すべき事項に関して、本部会から緊急提言を行うことについて検討頂くよう、提案することで意見がまとまりました。

有識者の意見については、「一時保護需要に応えるための施設整備の推進」、「一時保護所職員の人員体制の強化」、「子供の権利擁護の更なる推進」の3つの観点から紹介をしたいと思います。田中委員からは3つ目の紹介を後でお願いしたいと思います。

まず、「一時保護需要に応えるための施設整備の推進」については、増え続ける一時保護需要に確実に応えられるよう、一時保護所の施設整備を進めていってほしい。その際、「1児童相談所に1保護所」を整備することを要望したい。一時保護の受皿を増やしていくことは喫緊の課題であるが、あわせて児童相談所と一時保護所を近接させることにより、保護されている子供が地域とのつながりを継続しやすくなること、必要な場合には一時保護所から原籍校への通学が可能となること、また、児童相談所にとっても相談部門と保護部門が連携しやすくなり、結果としてケースワークもより円滑になる。

2つ目の「一時保護所における職員の人員体制の強化」については、子供の権利擁護や必要な個別ケアを十分に確保する観点から、国調査研究等において示されてきた配置基準の考え方を踏まえ、日中において「幼児2人に対し職員1人、学齢児3人に対し職員1人を常時配置」を強く要望したい。夜間帯においても、国の「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」で示されているように、2人以上を配置するとともに、増加する警察からの身柄通告に関わる対応もあることを踏まえると、その対応のために必要な職員も置くことも要望したい。

あわせて、虐待などによる心の傷つき、発達障害や愛着形成上の課題、PTSDなどを抱える児童も多いことから、一時保護所における心理職の数は、児童おおむね10人につき1人以上とすることも要望したい。

関連して、児童福祉司による一時保護児童への支援やケースワークの促進のためには、児童福祉司1人当たりの持ちケース数を減らすことが必要と考える。そのため、引き続き児童福祉司の人員体制を強化するとともに、児童心理司についても強化してもらいたい。

田中委員のほうからお願いいたします。

○田中委員 私からは「児童の権利擁護の推進」についてお話をさせていただきます。

まずは、要望を簡潔にお伝えして、続いて意見交換に参加した感想をシェアしたいと思います。

まずは、一時保護所において児童が適切な教育を受けられるように、子供たちの希望を尊重しつつ、子供たちの置かれている環境などを勘案した上で、通学の支援を行うことを要望いたします。やはりそのためには、必要な職員体制の確保はもちろん、例えば既に先駆的な事例もあるとお聞きますが、民間事業者の活用など、送迎可能な仕組みを検討していただきたいです。

東京都の一時保護所における権利擁護を推進するための取組、ここ数年で様々把握してきましたが、さらに、子供の視点に立って、私物の持込みや意見表明等、一時保護所内の児童の権利制限やルールに必要な見直しということは、引き続き子供の意見を聴きながら行うことを要望いたします。

特に一時保護所というのは、大きな不安を抱えた中での措置、入所になっているため、児童に対して行う入所後の生活等の説明を、子供の視点に立った分かりやすい説明の仕組み、ツールを検討していただきたいです。

また、家庭的な環境下で子供たちの支援ができるように、一時保護所の整備については、

6人以下の児童による小規模ユニットとするように努めることは、重ねて要望いたします。また、プライバシー等を保障する観点からも、学齢児の居室は原則個室とすることを要望したいと思います。

この意見交換に参加して、1つ目、感じたことは、「権利というものは、できることを保障することだ」という御意見が会の中でも飛び交いました。一時保護所の入所のしおりを幾つか拝見しましたが、「何々はできません」と、できないから入るしおりが様々ありました。ですが、有識者の方からは、「権利とはできることを保障することだ、できることがあった上で、しかしここは理由があって制限しますよ、というものが権利なのだ」というお話があって、その視点については強く共感しました。ですので、そういった一時保護所に入る子供たちに関しては、できるという前提があって、そのできるを保障するという部分の視点を、東京都児童相談所はもちろん、区児童相談所とも共通の考えとして浸透していただきたいと思います。

「1児童相談所1保護所」ということは、経験者としても強く共感、賛同しているところです。これまでも議論に上がりましたが、子供たち、私も含めそうですが、住んでいた場所から離れて新しい生活を始める、知らない人とまた関係を築くというところでの不安感だとか、そういった部分での心の安定性が欠けていくというような経験は、色々な経験者を見ていても思いますので、やはりその地域にしながら、その地域で保護されて、また地域に帰っていくという育ちの連続性を、「1児童相談所1保護所」を基軸にすることで実現していただきたいと思います。

この意見交換の場は本日のような厳格な会議ではなく、皆さんお1人お1人から意見を重ねて重ねてという非常に有意義な議論ができております。こういった当事者を含め、様々な有識者の方と制度策定に関わり意見交換ができる場は、今後も様々な東京都の取組で進めていっていただきたいと思いますし、緊急提言できた際には皆さんにもお目通しをいただきたいと思います。以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。身震いするような貴重な御発言をありがとうございました。

本部会から一時保護所の体制整備について緊急提言を行うべきだとの御発言でした。この点も踏まえて、委員の皆様から、目標8についてぜひ御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○事業調整担当課長　少し補足だけさせていただければと思います。

○新保部会長　お願いいたします。

○事業調整担当課長　都留委員、田中委員から御説明いただきましたとおり、様々な分野における方々から個別に意見聴取を行っているところであります。そうした中で意見交換をする場などもセッティングをさせていただきまして、個別聴取の中で議論させていただいた内容について、お2人の委員から紹介させていただきました。以上になります。

○新保部会長　ありがとうございます。

○古川委員　中野区の古川でございます。

今の発議も含めて感じたところでいいますと、32ページに「一時保護施設の定員数」ということで、東京都の場合250人という定員数があって、そのほかにも民間委託を含まないということがあったり、あと、児童養護施設などに一時保護委託をさせていただいている現状があるかなと思っております。令和になって特別区が児童相談所をつくって、一時保護所も当然設置している中では、今現在ですと、160人ちょっとの新しい一時保護の枠が特別区が児童相談所を設置したことによってできていて、令和6年度に品川区がこの後児童相談所を設置しますので、そうすると180人程度の一時保護所の枠が令和になってから新たにできています。しかし、この250人という東京都の一時保護の枠の中では、常に定員を超えざるを得ない現状があると、この資料の中で、新たな一時保護施設をつくるような表現がされているので、やはり一時保護施設が足りない現実というものがあるのだらうなと思います。発議の中にもあったとおり、一時保護施設はやはり1児童相談所に1つはつくる必要があるのだらうなということや、中野区も区児童相談所をつくって、一時保護所から所属校に登校ということが実現できておりますので、そういった地域との関連でいけば身近なところに一時保護施設があるということはとても大切なことだと思っておりますので、ぜひ力強く進めていただけるとよいと思っております。

○新保部会長　実践例があるんですね。ありがとうございます。

ほかに御意見をいただけますか。

○米山委員　米山です。

一時保護所の子供の権利のうち、学習・通学する権利について、私の関わったケースでも、2か月、一時保護所で学習するというケースもあります。

病院の場合には1か月入院で、支援学校から転校措置、あるいは分教室があって学校教員を週2回、2時間程度、派遣するという授業保障等の制度があると思います。こういったものが弾力的に何か運用できるようにできたらよいのではないかと思いますので、ぜ

ひ御検討いただきたいと思います。

○新保部会長　ありがとうございます。

○増沢委員　子供の安全の保障という意味でも、一時保護というものは本当に必要なわけですが、特に今、虐待の問題で緊急一時保護されるケースがますます増えている。一時保護されるケースもアタッチメントや発達の問題とか、トラウマを抱えているという御指摘はそのとおりだと思うのですが、この緊急一時保護における分離そのものもトラウマになるという、そういったケアは絶対入れておいてほしいと思うのです。保護して安心するのではなくてですね。

先ほどなるべく親子関係維持ということではお話しさせていただいたのですが、それだけではなくて、緊急一時保護は色々なものを、通学の問題は、継続できるというのはそれを保障する一つの手立てなのですが、そうは言ってもらえない子供もあって、そうすると友達と別れの挨拶もしていないとか、大事なものを家に置いたままとか、色々なものを喪失する危険がある。こういったことも1つの二次的な問題につながるのだという認識を持って支援をしてほしいです。それは一時保護児童への支援体制の強化の中にきちんと加えておいていただきたいなと思います。以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。

○能登委員　能登です。

毎年、東京都に養育家庭の会から要望書を出しているのですが、令和6年は一時保護委託に関する要望も出させていただきました。

養育家庭に来る一時保護というのは、今日行く場所がないからというような形で里親のところに來るというケースになるのです。それで、全くアセスメントも状況も分からないまま、児童相談所もそうですし、里親も分からないまま受ける。一時保護が終わった後でそのまま本委託になってしまうというような形になる場合が間々あるということで、全く子供のことも家庭のことについても状況が分からないまま里親を受けていくということで、私たちとしては、一時保護してから本委託になるまでは、アセスメントも含めて一時保護は児童相談所でやっていただいて、子供の状況等分かるようにしていただいてから本委託にさせていただきたいというような思いもありますので、その辺りのところも加えて一時保護のところでは考えていただけるとありがたいと思います。

○新保部会長　ありがとうございます。ほかに御意見いただけますか。

○武藤委員　一時保護のことですが、今、東京都ではもうとにかく緊急的な保護という部分

が多くなってきているのですが、私の実感としては、施設に来て、もう少し早く色々な支援が必要だったろうと思えるようなケースが非常に多くて、要は一時保護というよりも、子供の視点からすると、一時利用できるというか、積極的にやはり利用できるような場所という部分が必要なのではないかなと思っています。一時保護の話と少しずれてくるかもしれませんが、一時避難をしたりだとか、それから一時その施設を利用したりだとかして、自分の環境や親子関係を見つめ直すという時と場所を保障する場が、積極的な意味であってよいのではないかなと思っていますので、今後の長期的な検討課題にさせていただけるとよいのではないかなと思って、一言話をさせていただきました。以上です。

○新保部会長 ありがとうございます。

この時期に私たちとして緊急提言をさせていただくということはとても大事な事かなというように、お話を聞きながら改めて感じました。

一時保護所の体制強化については、緊急提言の発議を含めて様々な御意見を頂戴いたしました。緊急提言をするに当たっては、部会長預かりとさせていただいて、事務局と詳細を詰めさせていただきたいと感じました。次回の部会で皆様にその内容をお示しし、一緒に支えていただくということをしてしたいと思います。ぜひこれを頑張っていきたいと思いますし、部会として大切なこととして扱いたいと考えます。

では、最後に、目標9、「子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」の記載項目について、説明をお願いします。今まで色々な項目の中で、この専門人材をどう確保するのか、育成するのか、定着するのかということが、どの項目を話すときにも出てきたかなと思います。最後の9番目の目標ですが、事務局から現状について説明をいただいてよろしいでしょうか。

○家庭支援課長 「子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着」について御説明をさせていただきます。

33ページでございます。

まず、「1. 現状の取組・課題」でございまして、東京都の児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成でございます。

先程も御説明しましたが、児童相談センターにリクルートチームを設置しておりまして、大学、養成校への出前講座の実施や実習生の受入れ、また、広報動画により児童相談所の魅力をPRするといった広報の活動も行っているというところでございます。

また、多様な採用選考の実施ということで、経験者採用でロールプレイングを用いた試

験の導入を行っておりますとともに、令和6年度からは、経験者、これまで主任級でございましたが、今後、令和6年からは経験者、1級職ということでの採用も導入しているというところでございます。

また、職員の確保、定着のために、民間賃貸の職員住宅を確保しまして、若者が働きやすい環境の整備も行っているというところでございます。

次の項目については、これも一度御説明していますが、人材育成というところで、トレーニングセンターにおける演習型の研修ということも進めているところでございます。

「課題」でございますが、ここも体制強化のところで申し上げたところでございますが、まずは政令基準に基づく配置というところで、計画的な増員を図っていくとともに、新たな一時保護所の増設や手厚い職員の配置に向けて、計画的な専門人材の確保のための強化策が必要となっている現状でございます。

また、それに伴って、経験の浅い児童福祉司が増加しておりますので、高度な専門性が求められる判断の難しいケースが増えているというところがありますので、実践力の高い専門職を育成するために、保護者の面接スキルの習得などが急務となっているというところでございます。

また、困難ケースに直面する若手職員のサポートを行うためのスーパーバイズ、基幹的職員の育成、増員といったところも、あわせて必要になっているというところが課題となっております。

続きまして、34ページ、検討の視点2つ目としましては、「都と区市町村と共同した人材育成の推進」というところでございます。

現状としまして、児童相談センターでは児童相談所職員を対象に、経験年数に応じた集合研修に加えて、演習型の研修を実施しているというところでございます。

また、区市町村の子供家庭支援センター向けに、虐待対策ワーカーや心理職などの職種ごとの研修を実施しておりまして、令和6年度からは、国の法改正に伴いまして、こども家庭センター職員向けということで、児童福祉司、母子保健の部門共同の研修といったところも開始しているところでございます。

また、特別区研修所におきましても区の児童相談所職員を対象に、経験年数に応じて集合型を中心に研修を実施しているという現状でございます。

「課題」でございますが、これまでもさんざん言われているところでございますが、児童相談所では法的対応を含む困難事例や、東京都特有のトー横問題などの大都市特有のケ

ースなどが顕在化しているという状況でございます。

また、虐待相談対応件数が増えていく中で、区市町村の子供家庭支援センターにおきましても困難事例への対応やその手前の予防的な取組というところも重要になっており、そうしたものを進めていく中で、経験豊富な職員の育成や専門職の確保、育成といったところが課題になっているというところでございます。

また、職員の定着にも係るところでございますが、児童相談所、子供家庭支援センターともに、相談業務に係るスキルやノウハウの蓄積や継承といったところも、困難な状況に直面しているという現状もございます。

今後、さらに、国の法改正によるこども家庭センター設置に向けまして、一層、母子保健と子育て分野の緊密な連携も必要となっているといったところが、課題となっているところでございます。

「２．今後の方向性」、３５ページでございます。

まず、１つ目が「都児童相談所における計画的な専門人材の確保・育成」でございます。

児童相談センターにおきまして、福祉人材の施策を総合的に実施する体制を整え、強化しまして、専門人材の確保・育成・定着に向けた取組を一層推進してまいりたいと考えております。

また、職員の確保というところで、多様なリクルート活動を展開しまして、計画的かつ確実に人材を確保していくといった点も考えていきたいと思っております。

さらに、次が人材育成についてでございますが、トレーニングセンターにおけます演習型の研修の充実、また、基幹的職員を育成してＯＪＴ体制も強化するといったことの取組を進めまして、チームマネジメント体制の強化も図ってまいりたいと考えております。

次に、「都と区市町村とが共同した人材育成の推進」というところでございますが、都と区市町村の合同の研修や人事交流といった取組を新たに企画実施することによりまして、専門性の向上といったところと、都と区市町村におきまして、顔の見える関係の構築といったところも進めてまいりたいと考えております。

また、東京都、特別区それぞれの研修実施機関におけます相互の研修受講の実施といったところも、考えていきたいと思っているところでございます。

さらに、都と区市町村で、それぞれケース対応の事例を収集しまして、困難事例などの対応の事例収集を行って、そうしたケース対応の取組について共有できる仕組みといったところも検討してまいりたいと考えております。

最後に、「こども家庭センターの設置に向けた支援」でございます。

児童福祉部門と母子保健部門がそれぞれで支援者のスキルアップ、その組織間の連携、そして両機関が連携した重層的な支援を実施するためのバックアップ体制の構築などを目的としました、子供家庭支援センターと母子保健部門の合同研修を実施するというのと、両部門の連携の核となる人材のマネジメント力の強化といったところも進めていきたいと考えているところでございます。説明としては以上でございます。

○新保部会長　ありがとうございます。

それでは、武藤委員から資料の説明をお願いしてよろしいですか。

○武藤委員　４７ページから２ページにわたって提案をさせていただきます。

まず、冒頭ですが、「東京の社会的養育、社会的養護の充実を検討するためには、職員等の人材確保・育成・定着策を講じることなしにその推進、充実はありえない」ということで、前提として書かせていただいているところです。

今まで議論して、これも必要だ、あれも必要だという部分を言ってきましたが、いずれにしろ、核になるのはこの人材の確保・育成・定着策を東京都でもしっかりと充実させるということが、子供たちの支援レベルを担保するということになるのではないかなと思っています。

人材確保対策で３つだけ提案をさせていただきます。

社会的養護における人材確保対策を、措置制度なので、都道府県等がもう少し積極的に進めていただきたい。今、進めてはいるのですが、功を奏している部分が少ないということがありますので、積極的な取組をしていただきたいということです。業界としても、児童部会の中に人材対策の委員会を設けて、養成校等々との調整なども含めて積極的に行ってはいるのですが、現実からすると、人材確保がしっかりとできている施設、全くできていない施設の格差が生じているという部分あるので、その功を奏している部分に関して、ぜひこういう取組が必要なのではないかとということで問題提起はしているものの、抜本的な改善につながっていないという実態もありますので、東京都がリードする形で進めていただきたいと思っています。

それから、後のところにも書いていますが、夜勤や宿直が多く、配慮する実態があつて、専門とするスタッフの拡充策だとか、そういうものをもう少し公的保障の中で実現できないかということで、具体的な提案をさせていただきます。

それから２番目に職員の育成対策ということで、強い現場の要望ということで、先ほど

説明の中に基幹的職員の配置がされているということだったのですが、これは若干の加算制度ということになりますので、これに対して抜本的に進めるのであれば、人材コーディネーターや新任職員のトレーナーなども含めて、職員を育成する専門スタッフをしっかりと置くということが必要なのではないかと思っています。東京都においては公的な取組が割と進んでいるのですが、民間の施設ではなかなかそのような専門的なコーディネーター、専門トレーナーを置くには至っていないので、これが東京都の今後のキーにはなるのではないかと思いますし、中心的な課題にはなるのではないかということで、問題提起をさせていただきます。

次のページにも書きましたが、各施設の職員の育成や養成担当をしっかりと配置することとともに、職員の養成機関の設置、これも民間にもしっかりと適用するという制度をつくっていくということが必要だと思っていますので、ぜひ御検討をいただきたいです。

最後に、人材の定着策について3点提起をさせていただきます。

特に、前にもお話ししたとおり、今ケアニーズが非常に高い子供たちが多くなってきているので、メンタルヘルス対策を充実させるということで、職員が50名以下の施設についても産業医の配置やカウンセラーの配置なども含めて、専門機能強化型の充実のところでもお話をさせていただきましたが、ぜひ抜本的な職員のメンタルヘルス対策について対策を講じていただきたいということと、(3)③に書きましたが、病休・育休・介護等の代替職員確保についても対策を講じてほしいということが、長く職員が働いていくために、このところの充実策が不十分でしっかりとした代替制度が確立できていないということなので、現場からの切実なる要望ということで3番を出させていただきますので、今後の検討素材にいただけるとよいと思います。

以上、問題提起をさせていただきました。

○新保部会長　ありがとうございます。

この後、おそらく大分発言を我慢しているであろう横堀副部会長に御発言の機会をお持ちいただきたいなと思います。そして、最後に、オブザーバーの柏女委員に全体を通した感想などを含めて御発言いただければと思います。

ですので、3分から5分ぐらい本件について意見交換ができればと思いますが、いかがでしょうか。

○米山委員　先ほど今後の課題としてということで、「こども家庭センターの設置に向けた

支援」ということでありましたが、また「児童相談体制の強化」のところでもそうですが、障害がある子供の子と障害相談というところが何も入っていないのです。国のほうも子供家庭支援センターのネットワークという中では、障害児支援というものがポンチ絵にはずっと入っています。障害福祉部門との連携というのは、特別区に児童相談所が入りましたし、より身近なところでネットワークが組めると思います。児童相談所と現場の区の連携というところを書いてございましたが、ケアニーズが高い子供には多くの子供に障害があるので、あえて障害児と書いてもよいかも分かりませんが、障害福祉部門、あるいは基幹相談など、そういったところとの相談、連携ということをぜひ盛り込んでいただきたいと思います。以上です。

○新保部会長　ありがとうございます。

○掛川委員　掛川でございます。ほかの部分も実は申し上げたいことありましたが、少しこの部分で。

東京都の人材育成の部分というところで考え合わせした場合、児童相談所職員の労働条件が非常によろしくない状況が続いているというように理解しております。構造的に人数が足りないという結果もあると思いますが、超過勤務の状態がずっと続いていると。しかし、それに見合うだけの給与水準にもなっていないし、そもそも超過勤務になるということが分かり切っているのに、労働形態としては、例えば時間をずらした形での職員が多くいるかといえ、そういう話でもなくて、超過勤務があるということを前提としたような仕組みになっている。そしてそれに見合うだけの給料が払われていないということになれば、それは特別区の児童相談所やほかの福祉系の施設に人が流れるというのは、当然のことかと思います。

ですので、都の児童相談所の充実という意味でいったときには、きちんとそういった労働条件のところを底上げするというのを、東京都としては非常に真剣に考えていただきたいというように思います。特にこの後、多摩エリアで児童相談所が増えるということになりますと、魅力という意味でいったときに、多摩エリアにまた通勤されるのは大変というようなこともありますので、その部分の手当を考えないと、本当に人がいなくなってしまうというように思います。

やや厳しめの意見ですが、それを申し上げさせていただきます。

○新保部会長　大事な御発言いただいて、ありがとうございます。

○古川委員　中野区をはじめ、特別区もこの目標9に関しては同じ悩みを持っているところ

があります。私ども中野区としても気をつけているのは、やはり支援者支援という働いている職員に関しても支援が必要だろうということで、幾つか取組をしているものがあります。具体的に言えば、相談部門は必ず年に1回カウンセリングを受けること、あとは産業医を活用して長時間労働職員などはすぐ面談ができるような体制を組んだりしておりますので、そういった支援者支援もここに盛り込んだらどうかと思います。

あともう1点、武藤委員の御発言を聞いて思ったのですが、子供と子育て家庭を支える専門人材の確保・育成・定着となった場合に、今回ここに表記されているのは、都児童相談所の話であったり、子供家庭支援センターへの支援が書かれているのですが、同じように支えている施設の方のことは、ここに書かれるべきなのか先ほどの施設のところに書かれるべきなのか分からないのですが、施設や里親に向けてのこの専門人材の確保・育成・定着というところも、そういう切り口でも記述があってもよいと、武藤委員の御発言を聞いて気づいたところでございます。

○新保部会長 ありがとうございます。

それでは、横堀副部会長、御発言いただいてよろしいですか。

○横堀副部会長 本日も多くの意見を聞かせていただきまして、ありがとうございます。

話題に出ております「専門人材の確保・育成・定着」について先ほども申しあげたのですが、社会的養護、養育を担う人材の確保、育成に関しましては、ケアニーズが高い子供の養育、家族が複合的な課題を抱えている中での支援の有効性について考えさせられるとともに、職員の対応力、関係機関との連携力をどう向上させていくかが重要と思います。

私はちょうど社会的養護の多種別の施設職員研修から帰ってきたところです。職員の方たちの気持ちややりがい、課題を聞いていますと、それらを身近な関係者が汲み上げて、日々向き合っている子供や家族についてどういうところで苦勞しているか等を共有し、スーパービジョン機能を高めながら支えていく仕組みがもっとあったならば、相対する状況が厳しくても、それなりに自分なりの調整や言語化などを図りながら、事態を超えていけるのではないかという思いを強くいたしました。ですので、東京都の計画の中で書かれるのか、民間の方たちの努力の形と連動しながら東京都がそうした点をフォローしていくのか、方法は幾つかあると思いますが、人材の確保・定着につき、取り組みを強化する必要があると感じます。

それは一時保護の機能を高めていく課題にも重なると思います。一時保護には独自の専門性が必要と、私は考えてきました。保護機能とアセスメント機能の両方が、実質求めら

れてもきます。第1回専門部会でも、里親への一時保護の委託がどの程度あり、一時保護委託から続けて措置に移行する件がどの程度あるか、先ほどの能登委員のご意見にも重なる点を質問させていただきました。一時保護がどういうものか、ツール開発をして子供への説明力を強めていく取組の案が先ほど出ております。家庭養育の養育者は施設職員と違いますので、一時保護を受ける養育者をエンパワーする意味で、一時保護における要点や理解が必要な点を書いたりするツールを開発して運用したり、一時保護中の養育支援を充実させたりし、一時保護委託をより安定的に展開していくことが求められると思います。

一方、子供たちにとっての一時保護がどういう体験になるかについては、アドボケイト機能を強め、子供の思いを聴く取り組みを今後さらに強化していくことになります。様々なケアをめぐり抜けた当事者ユースから私自身が直接話を聞いたり、一時保護中の子供の声を間接的に聴いたりする機会を得ておりますと、考えさせられることがあります。子供の権利を守るための一時保護だと大人たちは考え実行しているのですが、権利侵害をされたと感じている子供が案外いるのです。子供に日常的に関わる職員など関係者が努力しながら説明を尽くし、意味を伝えていると思うのですが、子供の実感がどうなるか、です。保護される経験の中でも子供たちが育ちゆく一時保護をともに作り、子供のその後につなげられるような取り組みが求められます。一時保護をどう提供していくか、機能、体制の強化の検討の中で、質的な点をこれからも議論し実施していく必要があると思いました。

母子保健との連動のところでは、社会的養育をどのように豊かにしていくかに関して、それぞれの分野の専門機能がそれぞれ確実に発揮されるとともに、関係する分野がよりしっかりとつながり連携しながら、ニーズの見落としがないよう機能すること、分断でなく、在宅家庭支援から措置児童のケアまでをつなげて展開できること、その実現が課題と思いますので、このような関係者の対話を具体的に重ねていくことが肝要と考えています。

意見を申し述べる時間をいただきまして、ありがとうございました。以上です。

○新保部会長　ありがとうございました。

では、最後になってしまいましたが、柏女委員、オブザーバーとしての御発言をいただければと思います。

○柏女委員　時間が来ておりますので、短く申し上げたいと思います。

東京都との真摯な検討の結果を出していただいて、そして熱心な意見交換が行われました。皆様方に心より敬意を表したいと思います。

少し大局的な意見になるかもしれませんが、オブザーバーとしての立場から、この計画

の在り方について1点だけ意見を申し上げたいと思います。

この報告の中にもありましたように、今現在、東京都の児童相談体制に大きな改革が求められている状況にあるということで、東京都の児童相談業務全体の総合調整だけではなくて、調整に加えて企画が必要なのではないかというようにも思っています。場合によって、そこから国のほうにこうした相談体制を取るべきだといったような、提案もしていく必要がある時期に来ていると思います。

御案内のように、今、区児童相談所が次々と出来上がって行って、私も豊島区に関わっておりますけれども、この相談体制の再構築が必要になってくるのではないかと思います。

そのことを、できれば、本日の議題には入っていなかったのですが、目標の9番まで議論したのですが、10番目に「計画の進捗管理と見直し」というのがありますので、その中にそうした認識を示して、特にその計画ができた後、こうした今申し上げたような大きな改革に向けての議論を東京都として進めていく、あるいはいかなければならないといったことを、10番の中に書き込んでいくことが大事だと思っています。

そのときには2つのことを考えなければいけない。1つは、現在が過渡期的な体制だということです。これから10幾つの児童相談所ができていく。また、市部でも、例えば町田児童相談所ができますが、もしかしたら町田市も児童相談所、市児童相談所をつくっていくことになるかもしれない。例えば私が関わっている千葉県でも、2市が児童相談所をつくろうとしておりますが、そうした事も視野に置きながら、今の過渡期的な体制を計画の中に、これは過渡期的でも1日も休むわけにいかないわけですから、計画の中には盛り込んでいかななくてははいけない。しかし、将来を見据えた中長期的な体制はどうあるべきなのかといったことについても、つまり23区あるいは22区の児童相談所が設置されたときの児童相談体制の姿というものを描きながら、取り組んでいかなければならないと思います。

その際に考えなければいけないのは、本日は話があまり出ていなかったのですが、関係機関との連携を、社会的養育という枠の中の機関ではなくて、その外の機関とどのようにつながるのかという視点を、計画の中に盛り込んでいかなければいけないと思っております。例えば自立支援についても、全てを社会的養育の自立支援システムの中でカバーするのはとても無理な話です。そうしますと、生活困窮者自立支援法でも様々なサービスがありますし、それから子ども・若者総合相談センターなども都内の中にも幾つも区の中にあるわけですので、そうしたところにどうつないでいくのかというようなところ、あるいは

そうした生活困窮者自立支援法のサービスや、あるいは子ども・若者総合相談センターに、どのような機能を社会的養育のケアリーバーの方々のために持ってもらうのか、そういう要望なども出していくことが大事なのだと思います。

これが言わば社会的養育の縦の連携だとすれば、もう1つは横の連携で、特にヤングケアラーなどに代表されるように、分野を超えた分野横断的な検討をしていかないと解決のつかない問題がかなり出てきています。私は今、港区で子供家庭支援センターのケースカンファレンスに関わっておりますが、そこでも障害児、それから介護のケースなども散見される状況になっています。そうしますと、この相談体制というのは、虐待の専門性の強化だけではなくて、やはり他の分野とつながる専門性を強化していかななくては行けない。そうしますと、社会福祉法に規定された支援会議、分野横断的な支援会議を、子供の相談体制の中にどう盛り込んでいくのか、溶け込んで活かせるのかといったような検討も、大事になってくると思います。

そうした視点も今後計画の中では考えていかなければいけないと思いながら、お話を伺わせていただいております。本日は、本当に計画の中心的部分のところで、事務局の方々も本当に御苦労されて、御提案をされたのだと思いますし、発言の時間が少し少なかったと思いますので、期間を区切ってまた意見を出していただくようなことも部会長からおっしゃっていただけるとよいかなと思いました。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○新保部会長　ありがとうございました。大局的なこと、そして横断的に見ること、少し先を見て計画を考えていくこと、この1つ1つ、大事な御助言をいただいたなと思います。

それから、最後に、おそらく言えなかったことがたくさんあるだろうと思いますので、どのぐらいの期間が取れますでしょうか。

○企画課長　今、柏女委員からお話ありましたとおり、まだ議論し尽くしていないところもあると思いますので、この後9月13日、来週の金曜日ぐらいまでにメールなどで御意見をお寄せいただければ、次回までの素案に反映していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○新保部会長　どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議は以上になります。

事務局からそれ以外の連絡事項などについてお願いいたします。

○企画課長　ありがとうございました。

3時間にもわたって休憩もなく、事務局の配慮が少なく申し訳ございませんでした。

本日いただいた御意見は反映させて、次回は計画の骨子案の御議論をいただくことになりますので、よろしくお願いします。また、本日は、一時保護児童の支援体制強化について緊急提言の御提案がございましたので、そちらも新保部会長と御相談をさせていただきながら、次回に備えて準備していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知の送付前にはなりますが、本日出欠を御回答いただける方については、机上に配付しております出欠届をお帰りの際に御記入いただきまして、机上に置いたままお帰りいただければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の第3回専門部会、これで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後8時06分

閉 会
